ISSN 0289-2383

MOTHER AND CHILD WELLBEING AROUND THE WORLD

VOL.60 2006-4

世界の児童と母性

［特集］ 少子社会における子育ち・子育て支援

世界の児童と母性

第60号／2006年4月

CONTENTS

ひとこと……「世界の児童と母性」編集委員長・新保幸男 … 1

特集 少子社会における子育ち・子育て支援

Ⅰ．一人っ子、二人っ子の作る世界

家庭・近隣が及ぼす影響 ……龍谷大学 教授 森田喜治 … 2
保育の場に生きる子ども ……岩屋保育園 園長 室田一樹 … 6
自然の恵みを生活の中に生かしながら丈夫な体・優しい心・
確かな考えを持った人間に育つために ……安部幼稚園 園長 安部富士男 …10
児童養護施設と子どもたち ……しお子どもの家 園長 側垣二也 …14

Ⅱ．先進的取組み事例

次世代育成支援における市民との協働の試み
……茅ヶ崎市少子高齢部こども課 副主査 牧野正和 …18
企業における子育て支援、福利厚生 ……コンビ(株)経営企画室 広報担当 藤 真弓 …22
幼稚園・保育園一体化(一元化)の課題
……和泉短期大学(元品川区二葉すこやか園二葉つぼみ保育園保育長) 塩谷 香 …26
児童家庭支援センターの取組み ……麦の穂学園 園長 横川 聖 …30
地域三世代子育て支援などの地域福祉
……特定非営利活動(NPO)法人びーのびーの事務局長 原 美紀 …34
親の育ちを支える情報ネットワーク
……多摩市役所子ども青少年部子育て支援課 主査 鈴木久美子 …38

Ⅲ．海外の子育ち・子育て支援事例

フランスの家族政策 ……放送大学大学院 教授 松村祥子 …42
韓国の地域包括的子育て支援政策 ……ソウル神学大学校 副教授 全 光鉉 …46

Ⅳ．少子社会にふさわしい子育ち・子育て支援の将来像

少子社会にふさわしい雇用制度、保育制度の方向性……千葉大学教育学部 教授 久保桂子 …50
少子社会における子育ち・子育て支援と求められる視点
……青山学院女子短期大学 助教授 横堀昌子 …54

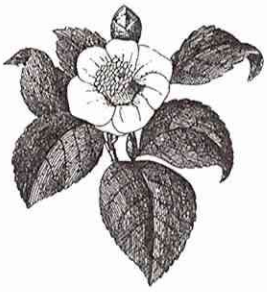

ひとこと

合計特殊出生率 1.29 で人口減少社会に移行し始めたわが国における子どもの特徴を「一人っ子（もしくは二人っ子）がつくる社会」という視点から検討するとともに、そのような社会で子どもが育っていく上で必要な支援のあり方を探ることが本特集のねらいである。

いわゆる「一人っ子」の数が増えることによって、子どもの世界はどのように変化するのか、もしくは、どの部分は「一人っ子」でも変化しないのか。本号でお届けしている各論文の中には、「一人っ子」が多くなる社会の特徴を指摘する論文と、「一人っ子」が多くなった社会においても子どもには変化しない根本的な特徴があることを指摘する論文とがある。

前者は、過保護や世代間ギャップの存在を指摘し、子どもを介しての地域交流の希薄化が地域住民による子育て支援の難しさにつながっていると指摘する。後者は、「一人っ子」として育つからといって子どもの特徴や育ち方が大きく変化するわけではなく、本質は同じであることを指摘している。

それぞれの指摘を、どの場面でどのように活用するのかは読者の判断にゆだねるべきことであろう。しかし、それぞれの指摘には説得力があり、現在の社会における子育て支援を考える上では両方の視点をバランス良く持つ必要を感じる。

政府はこれまで、「エンゼルプラン」（1995 年度）や「子ども・子育て応援プラン」（2005 年度）などの少子化対策をまとめ、保育サービスの充実や子育てと仕事の両立支援などに取り組んできた。しかし、当初の予想以上に少子化が進展し、05 年には出生率の低下に伴う初めての人口減少社会に入っている。

この出生率の低下、少子化、人口減少社会にどのように取り組んでいくのか。それぞれの大切な判断を行う際に、本特集を参考にしていただければ有り難いと考えている。

編集委員長・新保幸男

特集 少子社会における子育ち・子育て支援

一人っ子、二人っ子の作る世界

家庭・近隣が及ぼす影響

龍谷大学 教授 森田喜治（もりたよしはる）

1. 家庭のもつ人間関係習得の影響

幼少のころ、子どもは、本能的な欲求や、衝動を中心として親との関係をつくり、要求をだし、その要求が即座に実現されることによって、親との肯定的な人間関係を形成する。そしてその親との関係をベースにして、他者に対して、また、自己に対しても、信頼関係を獲得、形成していく。さらに、子どもは、他者との社会的関わりが増加するにつれて他者に受け入れられない体験をふやしていくことになり、葛藤を繰り返しながらも、その初期の母親との間に作られた信頼関係のもとで、現実的な人間関係のとり方を習得していく。子どもは初期の母親とのこの人間関係を内在化させ、さらに、その親が他者と関る姿を目撃、体験することで、親から習得した人間関係の方法、他者に対する認知、判断、思考といったものを固めていく。そして、それらは、子どもの心の世界に内在化される親のイメージを作り上げる基本となるだけでなく、子ども達の将来の人間関係のモデルとなり、さらには、彼らのパーソナリティー形成にも大きく影響を与えるものになる。

子どもは、幼少のころには、親の行動が、適切であるか、不適切であるかを評価し、正しい関係を選択して、それを習得するということはできない。親の対人関係は、すぐ、その子どもの対人関係に影響し、子どもは、それをモデルとして他者との関わりを持つことになる。そのため、親の、子どもや近隣を含め他人とのかかわり方に不適切な状況があったとしても、子どもは、親のその不適切な人間関係を身につけていくことになり、その人間関係は、将来の子どもの人間関係の基本として定着するばかりか、その人間関係は、また、その次の世代に伝達されていくことになる。このように、家庭の中での人間関係は、結局近隣との人間関係に発展していくだけでなく、その関係がそれに応じた社会を作り上げられていくことになる。そのため、親が近隣の人々とどのような人間関係を結んでいるかも重要な課題となってくる。

また、子ども達に兄弟がいるということは、家庭という守られた環境の中で、最小単位の社会体験をすることを意味し、親と子ども、大人と子どもといった関係ではなく、ある程度、同等の立場にある子ども同士の関係を体験することができる。外に出れば、もちろん他者との関わりはできるが、兄弟は外の子ども達の関係とは違い、同じ家族、同じ文化の中で、兄弟同士の葛藤や、つながりが形成されることになる。その中で子ども達は他者とかかわる際に自分の要求がそのまま実現されるのではなく、お互いが多少不満を持ちながらも共にいられる関係を作り上げていくことを体験する。そして、その体験が外での他の子ども達との関係を結ぶときに、相手を

意識しながらの関わりに成長していくことができる。しかし、子どもと大人だけの関係の中では、子どもは、少なくとも、年齢の近い子どもとの関係のとり方を学習しないまま、社会とかかわることになるため、未熟な対人関係しか持てず、葛藤の対処の方法も知らず、わがまま放題に振る舞い、子どもの集団から距離を置かれたり、また、ナルシスティックに自分の要求だけを優先させ、力があればグループの上に立って他児を従わせる事に終始したり、あるいは孤独にどの集団にもなじめずに一人でいたりといった、社会的に望ましくないパーソナリティーの成長につながる可能性がある。特に現代のように、近隣にも子ども達の人数が減少し、外に出て遊んでいる子どもがいないといった状況があると、問題は深刻になる。しかし、だからといって、あまりにも早いうちから、同年代の兄弟以外の子ども達の集まるところで生活させることは、子どもに保護の少ない不安と恐怖を体験させることになる可能性もある。子どもは、親の守りの中で、他者とのかかわりの基本を作り上げていかねばならないが、十分に信用のできる重要な対象（大抵の場合は親）との関係が出来上がっていないと、他者とのかかわりにおいても、その、基本となるモデルもなく、かかわり方の方法を見つけることができずに、結局、子ども自身が、他者との人間関係を成長させることができなくさせられてしまう。兄弟がないということは、世代の違う、親との関係だけで、生活していることを意味し、さらに近隣の子どもとの関係が少ないと、同年代の子どもとのかかわりが極端に少ないことになる。そのため、子ども集団の中で、自分の欲求をコントロールしながらかかわりを続けることができなくなり、人間関係の成長が阻害されることになる可能性がある。しかも、現在の子どもの遊びの中心的ともいえる、テレビゲーム等は、さらに、深く人間関係の障害をもたらす可能性を持つ。ゲームの過剰な刺激や、移り変わりの速さに、翻弄され、ゲームの世界に没頭することで、他者に興味を示さなくなり、人間関係の葛藤の中で培われるべき、他者への心遣いや自己の衝動のコントロールが難しくなる可能性を持つ。ゲームの世界に比べると、現実の人間関係の細かな世界には彼らは興味をそそられなくなり、もはや、人間関係を持たなくなる可能性すらある。家庭での、親を含め、同胞との人間関係は、結局、子どもの豊かな人間関係を形成する上での基本になるものであり、それを通して、子どもは他者に興味を持ち、自己の衝動をコントロールし、社会化されることで、さらに大きな人間関係を形成していく。さらに、その広い人間関係の中で、他者に対する信頼関係を深め、協力すること、個人的な欲求、衝動を抑えること、他者を意識しながら生活することを学ぶ。

2. 遊びのスタイルと人間関係

子どもたちが対人関係を結ぶときに、その媒介となるのが、遊びである。遊びは、ただ楽しむためだけのものではなく、数人の子ども同士がうまく遊ぶために、自然にルールができ、そのルールの中で、相手のことを考え、お互いの欲求を満たしていけるように配慮していかねばならないものである。それは、子どもそれぞれの持っている力、能力、年齢に応じて役割に工夫が施され、それぞれの子どもができるだけ参加できるようにしつらえられ、その中で他の子どもとの信頼関係や協力関係を体験的に身につけていく。また、遊びの中では、人間の心の奥底に潜む否定的な感情を、遊びが非現実的な場であるがために、表現することができ、子ども同士が共通に相手のことを意識しながら、ルールの中でそれぞれが分かち合うことができるという機能を有する。しかし、この機能を十分に有効に用いるためには、

共に遊ぶ子ども達の集団が必要になる。

子どもたちの遊びには、平等のチャンスを人為的にされたもとでの力を競い合う遊び(アゴーン)、力ではどうしようもない、遊ぶ人の決定、力のまったく及ばない運命的なもの(アレア)、遊ぶ人は自分の人格を一時的に忘れ、偽り、捨てて、別の人格を装う(ミミクリー)、身体をゆすったり、回転したりすることで、眩暈(げんうん)の追求を基礎として、一瞬だけ知覚の安定を崩し、明晰な意識に一種の心地よいパニックを惹き起こそうとする試み(イリンクス)(Caillois,R. 1970)の種類があり、その組み合わせの中で行われる。また、遊びは、束縛のない自由性や、評価のない特性、創造性などを通して、子どもが現実では実現できない、自尊感情や、自分自身の能力の確認などを可能にさせる。子どもが、近隣の子どもと関わらず、部屋の中で、一人、テレビゲームに終始することは、子どもが人間関係を失い、将来の人間関係の形成に問題を持つようになるだけでなく、心の中に抑圧され、現実の世界では実現することのできない、様々なことを、他の人間関係の中で表現することができなくさせられることを意味する。テレビゲームも遊びも、非現実空間の中で、子どもの内的な欲求を表現、体験させる媒介であるということは確かだが、人とかかわるか否かでその性質を異にする。ゲームは、非現実的内容を、現実的な対象を用いずに実現させようとするものの中で成し遂げてしまうもので(非現実的仮想)、一方、遊びは非現実的内容を現実的な対象を用いて実現しようとするもの(非現実的現実)で、前者は子どもの幼児的な万能感を満足させるにとどまり、現実の中での、可能、不可能の差異をなくしてしまう危険性を孕んでいる。後者は、たとえ、非現実的な内容であるとはいえ、対象が現実にあるもの、生きているものであるために、おのずと限界が生じる。その限界は、子どもの衝動や、否定的な感情をある程度コントロールして表現する必要性を体験させることになるため、子どもの現実化の手助けをするものとなる。この非現実的現実の中で培った人間関係は、その後の子どものパーソナリティー形成においても、重要な役割を持つ。子どもたちが、遊びを通した現実の人間関係に根ざした肯定的な人間関係が形成されないまま成長すると、人間誰もが持つ、否定的な感情も発散されないまま成長し、また、人間との肯定的な関係も結ぶことができず、問題を抱えたパーソナリティーの成長を遂げていく可能性が高くなる。

3. 人間関係の問題

家庭での人間関係は、近隣との、人間関係を深めるきっかけになり、この深まりは、現在問題とされている、非行、いじめ、虐待の問題をある程度、軽減させてくれることになる。特に最近話題になる虐待の問題については、近隣の人がその家のことについてある程度了解していて、その子どものことも知ることによってかなりの部分が防がれる。少子化が進むにつれ、子ども同士の関わりが、家庭でも、近隣でも極端に減少し、集団の中での自己の制し方を体験することができず、しかも、子どもたちは、その人間関係の希薄な家庭の中で、同胞以外の近隣の子ども同士とでさえも、お互いの興味が薄れ、かかわることも少なく、それぞれの家庭の中で何かが起こっていても、それにかかわろうともしない。

子どもの数が減り、多くの人間と関わる経験が減少することによって、対人関係が崩れ、家庭内でも、近隣でも人との関わりに慣れていない人々は孤立し、他の家庭に対して興味を示す風潮が失われていくことになる。そして、この対人関係の未熟さは、さらに、個々の家族の中の問題を生み出すことになる。また、若い親たちと子育て経験のある近隣の人々と

の人間関係が成立していないために、子どもの成長や、行動に対して不安を抱き、対処の方法を見出せず、そのすべがないまま、未熟な形でかかわろうとする。また親自身が、対人関係をとることができず、近隣の住人に相談する機会を持てないまま、一人、孤独に悩むことになる。この悩みが、子育てについて、力で支配することによって不安を解消させようとしたり、養育を拒否しようとしたりする親の特徴的な行動化を起こさせることになる。

近隣との人間関係を結ぶということは、これらの様々な問題の発見だけではなく、不安に陥った親の虐待的な行動を事前に防ぐ役割を持つ。個性を中心とした教育の中で、個性は育つが、個性は、孤独な中では意味を持たない。個性は集団とのかかわりの中で、尊重されることでその意味を持つ。家族、あるいは近隣で、その個性が受け入れられ、尊重されなければ、いくら個性を成長させたとしても、発揮する場所を失い、結局、精神的に追い詰められることになり、孤独感から、または、自己憐憫から行動化される。

子どもの人数の減少に伴い、外で遊ぶ子どもを見ることすら減少した現代においては、人間関係を持つ体験をしたくともその環境がなくなってきている。そのため、子ども達は、自ら他児と遊ぶことで、関係を学習し、習得する場すらなくなってきているといわざるをえない。人間は、集団で生活し、集団の中で社会を作るものであることを考えると、最小の社会である、家庭の中での、肯定的な人間関係を忘れて、近隣との人間関係の肯定化はありえない。まずは、家庭の中で密着した、肯定的な人間関係を体験させることが必要であり、そのためには数人の子どもの集団が家庭の中にあり、その中でのお互いの葛藤を体験していくことが必要となる。しかし、現在の若者たちは個人主義を主体とした世代の親に養育を受け、その中でつくられてきた人間関係が当然の人間関係であると受け入れてきた。そのため、より密接な人間関係や、集団の中での自己の表現のし方などの方法を持たない子ども達の集団であり、また、さらに、彼らの体験してきた以外の対人関係のとり方をまったく知らない世代の集団であるということができる。

少子化が進み、人口が減少しているということだけが問題なのではない。少ない人々が他者に対して興味を持たず、ナルシスティックになり、孤立し、人間関係を持たなくなったところが、より大きな問題であろう。また、家庭の中では、少子化により子どもと親との距離が極端に縮まることで、関係が煮詰まり、親から、あるいは、子どもからの攻撃的な行動が出現することで、家庭内や近隣のトラブルが続出することとなる。少なくとも、子どもは、大人を含めた多くの人々の間で成長する。そして、子どもの成長は家庭のみの作業ではなく、近隣の住民の作業でもある。

参考文献

Roger Caillois (1958)『LES JEUX ET LES HOMMES』
Originally published by Gallimard, Paris, France.
清水幾太郎・霧生和夫　訳 (1970)『遊びと人間』岩波書店

キーワード：非現実的仮想と非現実的現実

非現実的仮想は遊びの非現実的な内容を、仮想現実を対象とするテレビゲームのような遊びを意味し、非現実的現実は、非現実的な内容を現実の人、物を対象とする遊びを意味する。前者は対象が仮想であるため、対象が現実に傷ついたり死んだりということがないのに比して後者は対象とのかかわりの中で限界が伴うことになる。体験として限界のあることを知ることは、体験を現実化しやすいか、しにくいかの点にあり、後者のほうが子どもの現実的な他者との肯定的な関係を結ぶのに力を貸す。

特集 少子社会における子育ち・子育て支援

一人っ子、二人っ子の作る世界

保育の場に生きる子ども
―周囲他者との関係性がもたらす自己性の変容をみる―

岩屋保育園 園長 室田一樹（むろたいつき）

1. はじめに

子どもらに生起する問題が、親の養育態度や保育・教育環境に少なからぬ影響を与えている。犯罪者から子どもの命を守るために、一度は地域へ向けて開かれた学校も今は固くその門戸を閉ざしており、登下校時の安全性確保に多くのボランティアが協力している。現実的な影響もさることながら、我が子が害を被る恐怖は、同時に我が子が加害者になる恐怖と表裏一体となって親たちの不安をかきたてる。犯罪ばかりではない。諸外国との学力比較はグローバリゼーションの風潮と相俟って、早期教育に親を駆りたてる。より安全により早く大人になることを求められるあまり、子どもは、自身の子ども時代を豊饒に生きるための時間と空間を奪われてしまった。子らが群れて遊ぶ里山への憧憬は、ノスタルジックな夢想に過ぎないのであろうか。

私はこの問いに真正面から答えることはできないが、保育の場に生きる子どもの姿をエピソード記述によって描き出し、幾許かの気づきを提供できればと思う。

2. 私は私、でも私はみんなの中の私

後に紹介するエピソードは、6人の年長女児の話し合い活動に一人の保育士がアドバイザーのように同席する場面である。「間主観的*な関係が時間的に変容してゆく過程」における間主観的な関係は、保育の場にあっては〈子ども：保育者〉関係をベースに、〈子ども：子ども〉関係、〈子ども：子どもたち〉関係、あるいは〈子ども：子ども（たち）：保育者〉関係も含まれる。このように多様な間主観的な関係の時間的な変容の過程において子どもの自己性はかたちづくられ、子どもは他者と関わる力を醸成してゆく。その他者と関わる力を鯨岡峻は、「私は私、でも私はみんなの中の私」と表現する。筆者の園もこれを保育の目標にしてきた。

「私は私、でも私はみんなの中の私」とは、従来からのもの言いに従えば、「私は私」は自己主張を、「みんなの中の私」は協調性を意味し、自己主張ばかりがつよくなると集団からはじき出され、また、協調性を重視すると自分が自分でなくなる。この二項対立的問題の解決策は、子どもに自己制御能力をつけさせること、我慢すること（道徳的規範）を教えることだとされてきた。だがはたして「私は私」と「みんなの中の私」とはほんとうに矛盾するのだろうか。「みんな」に支えられたり、「みんな」に認められたりすることで、「私は私」になる。他者から映し返されて「私は私」を知る。「みんな」と同じにできたりできなかったりするので、「私」と「他者」との違いに気づき「私は私」であろうとする。何より、「私のことを分かってもらえた」と思えたとき、子ど

もは自己への信頼感＝「私は私」でいいんだ、というつよい気持ちをもてる。それこそが自己性の発達ではないだろうか。

3. エピソード／一泊保育の班決め

多くの園がそうであるように、一泊保育は筆者の園でも夏の恒例行事である。土曜日の午後に集まり、夕食の買い出しにスーパーへ行き、スイカ割りや花火、キャンプファイアー、朝食には園庭の窯で焼いた手作りピザも食べる。日曜日の正午には解散するこの24時間を、年長の子どもたちは2～3人の子どもと保育者1名の小グループ（班と呼んでいる。班のリーダーは子どもから選ばれる）で行動する。そのため班を決める話し合いが持たれたのだが、最後に6人の女児が残った。この6人は2人ずつ3組の仲良しだったが、保育士の人数の都合からどうしても3人ずつ2組にならなければならない。初めのペアは次のようであった。

モリエ—リサ　チヒロ—ヒナ　モエ—ミサキ（すべて仮名）

以下は、この場面に立ち会った保育士の記録である。

この女の子たちは、普段から2人ずつ仲の良い者同士である。どうしても離れたくないらしく、ギュッと腕を組んでいた。するとリサちゃんが、「ヒナちゃんはリサとも一緒でもいいって言ってたし、ヒナちゃんがリサのところに入って、チヒロちゃんがミサキちゃんのところに入ったらええやん」と言う。それを聞いてミサキちゃんも「チヒロちゃん、きてもいいで！」と言った。するとヒナちゃんがリサちゃんペアへ移動する。ところがチヒロちゃんは普段からあまりミサキちゃんと遊ぶことがなく、踏ん切りがつかない。なのにヒナちゃんがさっさとリサちゃんたちのペアへ行ってしまったので、しくしく泣き出してしまった。それを見てみんなは下を向き重たい空気になる。そこで私（記録を書いた保育士）が、「仲良しのお友達と一緒になりたい気持ちもよく分かるけど、一泊保育で今まであんまり話したことのない人と同じ班になったら新しい友だちになれるかもしれへんで。みんな小学校へ行ったら今仲良しの人とも離れるかもしれへんし、いっぱい友だち作れる人になったほうがいいやん」と言うと、チヒロちゃんが、「チイのおじいちゃんな、いっぱいお友だちいはるねん。チイもおじいちゃんみたいになりたいし、我慢してミサキちゃんの班になるわ」と泣きながらも言った。チヒロちゃんの決意は分かったが「我慢する」という言葉が気になったのだろうか、みんなは再び沈黙する。するとモリエちゃんが、「モリエがミサキちゃんとこいくし、チヒロちゃんここ入り！」とやさしく言った。それを聞いたチヒロちゃんはスッキリした表情で、「モリエちゃん、いいで。チイ、新しいお友だちも作りたいし、ミサキちゃんと同じ班になってみる」と言った。ほかの子どもたちもチヒロちゃんを見てほっとした表情になり、班決めは無事に終わった。

この事例をケース検討会議に提出したY保育士は、用意したレジメの保育者の視点の欄に次のように書いている。

「子どもが楽しみにしている一泊保育なので、好きな友だちと一緒の班にしてあげたい気持ちと、新しい友だちとの関わりも経験して欲しいという思いがあり、私自身も子どもたちと一緒に考え、すごく悩んだ。そのなかで子どもたちも真剣に考えてくれ、自分だけが好きな友だちと同じ班になれたら良いということではなく、友だちの気持ちも考えられていたことがうれしかった。とくにモリエちゃんのひとことは、保育士の手前言ったことではなく、モリエちゃんが真剣にチヒロちゃんの気持ちを考えた素直な気持ちから出た言葉だったことがしみじみ伝わり、

すごく感動した。その場にいた子どもたちにも伝わっていたと思う。結果としてチヒロちゃんはモリエちゃんと一緒の班にはなれなかったが、チヒロちゃんはモリエちゃんの一言によって自分の気持ちが分かってもらえたうれしさを感じることができ、それによって新しい友だちを作ってみようという気持ちになれたのではないかと思う」。

4. エピソードの考察

一泊保育も無事終わってから数日後の連絡ノートに、チヒロちゃんのお母さんは次のように記していた。

「昨日の朝、チヒロがいつもとは違うお友だちの横（通園バスの座席のこと）に座りました。いつもは去年しいのみ組で同じクラスだったMちゃんやKちゃんとおしゃべりをしていたのに、昨日は別の子。「いっしょに座ったお友だちは誰？」と夜に聞くと、「ミサキちゃん、ミサキちゃんも一番バスやねん。チイな、ミサキちゃんと一泊保育同じ班やろ。そやし、ミサキちゃんのこと大好きになってん。モエちゃんは（お休み多いし）まだちょっとやけど」と言っていました。一泊保育では仲良しのヒナちゃんと別の班になって残念でしたが、新しいお友だちができてよかったなぁと思います」

チヒロちゃんたちの話し合い活動は、お母さんの連絡ノートに記されていたように、「仲良しのヒナちゃんと別の班になって残念だったが、新しいお友だちができてよかった」という結末を迎えた。だが、チヒロちゃんの自己性の育ちは、その結末よりもむしろ、「チヒロちゃんたちの話し合い活動」そのものにあると、私には思える。「保育士の視点」にY保育士は、モリエちゃんの言葉に「すごく感動」し、その感動は「その場にいた子どもたちにも伝わっていた」と思うと書いている。また、チヒロちゃんはモリエちゃんの言葉によって自分の気持ちが分かってもらえたことを知るが、その「分かってもらえたうれしさ」に支えられて、ミサキちゃん、モエちゃんと同じ班になることを受け入れたのだろうとも、Y保育士は振り返っている。加えて、チヒロちゃんは、おじいちゃんみたいに友だちの多い人になるために「我慢する」といい、その「我慢する自分」がみんなに認められた誇らしさによってもチヒロちゃんは自分を支えて、リサちゃんの提案を受け入れたのではなかったか。チヒロちゃんの自己性はまわりのみんなに支えられながら変容してゆく。

さらに見落とせないのは、この事例に二つの〈子ども：大人〉関係がみられることだ。〈チヒロちゃん：おじいちゃん〉関係、〈チヒロちゃん：Y保育士〉関係がそれである。チヒロちゃんがリサちゃんの提案を受け入れていく背景には、この二人の大人に対するチヒロちゃんの信頼が下敷きとなっているのではないだろうか。子どもが大人を信頼する（好きになる）と、その大人に憧れを抱き、その大人のように自分もなりたいと思う。同様に、信頼する大人が提示する子ども像（この事例では新しい友だち作りができる子）に近づこうと子どもが努力するのは、その大人を信頼しているからに他ならない。この大人への憧れや信頼が、チヒロちゃんの自己性の育ちの背景にある。

一泊保育は園の年間行事予定表に書き込まれた恒例行事である。大人数で一斉に動くことをできるだけ少なくし（集団が大きくなればなるほど保育士の指示命令が多くなる）、子どもが主体的に一泊保育を経験できるように願って、少人数の班が構成される。このように一泊保育という行事の大枠は保育者によって組み立てられ、子どもたちに提案されるが、細部は話し合い活動を何度も繰り返して決められていく。保育者によって用意された保育の場は子どもに

よって展開し、予め予想することのできない事態も現出する。その場に立ち会う保育士には子どもたちから問題解決への援助が求められることもあり、それはごまかしのきかない真剣勝負の場合がほとんどだ。小学校入学も考慮した新しい友だち作りの提案に対してチヒロちゃんが「友だちの多いおじいちゃん」を持ち出してくることなど、Y保育士の指導案にはなかったはずだ。保育の場はときに保育者の予測を裏切る。だがこうした偶然に見えるできごとも、保育者の指示命令に素直に従う子をよい子とする子ども観や、行事が見栄え良く、段取りよく終わることに重点をおく指導計画からは生まれてはこないのではないだろうか。子どもが「もの・こと・ひと」にみずから関わり育とうとするときに起こる様々なできごとは、偶然のようでありながら長い目で見ればその子の自己性の育ちのために起こるべくして起こると、私には思えてならない。

5. おわりに

二度にわたる保育所保育指針の改定によって子どもの学びの質が問い直され、保育の場は一斉指導中心から個別受容重視へと緩やかな転換が図られてきている。指針の文言として「一人ひとり」が多用されたこともあるだろうが、保育時間の延長や入所児の低年齢化、保護者対応の多様化などにより、現場の保育者たちが、一人ひとりの違いを認め合いつつの、みんないっしょを目指す保育を求めるようになった結果として、保育研究や職員研修は「一人ひとりを大切にする保育」に焦点化されてきているように思う。

個別受容重視の保育に子ども理解は不可欠であり、保育者の専門性も一にここにかかる。取り上げたエピソードも従来の事例研究の枠組みを一歩出て、関係発達保育論に依拠し、エピソード記述によって子どもと周囲他者との関係性や自己性のありようにせまろうと試みたものである。

子ども理解は、「できないことができるようになる」ことを発達と捉える個体能力発達の指標を子どもに当てはめるだけでは不十分である。それではそもそもの「学びの質の問い直し」が意味をなさない。鯨岡が「われわれの主たる関心は、文化の影響を被りながら（子どもと周囲他者の）関係力動が変化し、そのなかで子どもや養育者（保育者も含むと考えるべきであろう）の生活が変化していく一方で、発達途上の子どもや養育者の自己性のありようが変容してゆく事実を「発達」と理解することにある」と述べているように、個体能力発達も内包しつつ、子どもと周囲他者との関係によって子どもの自己性がどのように変容するのか、そこに広義の文化や狭義の保育文化（保育内容）はどのような影響を与えるか、このように子どもの発達の意味を捉えようとする関係発達保育論を拠とする保育実践が、俟たれてならない。

※間主観性（intersubjectivity）＝相互主観性とも訳され、相手の意図が分かる、どんな気持ちかつかめるというように、二者間において互いに相手の主観的なものを把握できることをいう。

参考文献

鯨岡峻（1999）『関係発達論の構築』ミネルヴァ書房
鯨岡峻・鯨岡和子共著（2001）『保育を支える発達心理学』ミネルヴァ書房
鯨岡峻（2005）『エピソード記述入門』東京大学出版会

キーワード：自己性

自己性とは、その子のその子なり、その子の世界に対する構え、をいう。自己性は、右肩上がりの成長曲線を描くようなものではなく、周囲他者（例えば養育者やクラスの仲間）との関係において変容するが、その変容は乳幼児期に限らず生涯続くと考えられる。では変容するばかりで育たないかといえば、「自己性の育ち」はあるといわざるを得ない。そこに個体能力発達では十分に理解が届かない「発達」の見方がある。

特集 少子社会における子育ち・子育て支援

一人っ子、二人っ子の作る世界

自然の恵みを生活の中に生かしながら 丈夫な体・優しい心・確かな考えを持った 人間に育つために

安部幼稚園 園長 安部富士男（あべふじお）

はじめに

この20年、保育・幼児教育の分野でも学校教育の分野でも、子どもが変わったと言われてきました。確かに変わりましたが、子どもは子ども、適切な環境を保障すれば、入園後半年もすれば、殆どの子は遊びの中で美しい世界を創造する力を身につけ、大人たちに人間はいかに生きるべきか、優しさの中に賢さの根があること、知性は感性を礎にして育まれていくこと、自然は人間存在の根であること等を教えてくれます。この点で子どもは今も昔も変わっていません。前述の環境とは人間関係を要に自然と文化が有機的に織りなす世界です。変わらない側面を確認することで変わった部分の問題が見えてきます。

今回は、変わらない側面に視線を向けてみます。

1. 園運営の基本方針・建学の精神を大切に

基本方針の質は保育の質を左右します。私たちは、この40年、大正自由教育の実践と理論、とりわけ及川平治や橋詰良一等に学んで園づくりをすすめてきました。

及川は、労作のある生活は即教育と提起、大空を天井、大地を床、緑なす木立を壁とした天然の保育室の中で、学習動機を豊かに培い、筋肉的記憶を土台に生活に価値あるものを創造する、為すことによって学ぶ教育を大切にし、生活と学習を統一する為、近郊を利用し地域を教材化することを重視。保育項目として①外遊周ヲ多ク利用シ遊嬉セシムルコト②旅行ヲ重ズベキコト③園芸④体格検査(体力調査も含む)をあげ、自然の中で遊ぶことと、ともに園芸・飼育は幼児の感情の発達に欠くことのできない活動として重視しました。

橋詰は、新聞記者としての経験から日本の教育の貧困は部屋に子どもを閉じ込め机に縛り付けることから生まれると主張。「教育の中には自然に依拠しなければできない営みがある」として、地域の自然を生かし「家なき幼稚園」を作りました。橋詰は「家なき幼稚園の理論と実際」(昭和3年刊)の中で、「唄えば踊る生活」「お話をする生活」「お遊びを共にする生活」「廻遊にいそしむ生活」「手技を習う生活」「家庭めぐり」の保育6項目をあげています。「唄えば踊る生活」では音楽の指導を教室に閉じ込めていると批判、例えば、花吹雪の舞う土手を散歩する、唄いたくなった教師と子どもが唄い始める、唄の輪が広がる、その唄に合わせて踊りたくなった子が踊る、しばらく歩いて一休み、おやつを食べる、食べ終わった教師が新しい歌を唄い始める、その歌が花吹雪の舞う空に融けていく、その心地良さに唄いたくなった子が「先生、教えて」と寄ってくる、それに応えて新しい歌を教える、散歩再開。歩きながらその歌の輪が広がり踊りながら歩く子もいる、指導を教室に閉じ込めないで唄を楽しむ生活の中に音楽教育の礎があるとしていました。「家庭めぐり」では、おやつに草餅がでると作り方を教えていただき、素語(すがたり)の上手な母親がいれば昔話をしてもらいました。「廻遊にいそしむ生活」では、野外で粘土

質の土を見つけると土を掘りあげ大きな牛や馬を造り、崖があれば登って壁面彫刻を楽しみ、木登りしたり跳び降りたりして遊び、せせらぎが聞こえると源流を訪ねました。母親を保育に参加させ、姉様学校、母様学校、母親社会見学会、母と子の園遊会、野遊びの会等、地域に根ざした園づくりを進めていました。

及川や橋詰の実践とそこから生まれた理論に学び、安部幼稚園の保育の在り方を築いてきました。そこに安部幼稚園の建学の精神・基本方針があります。

2. 地域が変ぼうする中で

都市計画を調べ、学生アルバイトで山奥に土地を取得。安部幼稚園を設立した時、裏山に登ると牧場が見え田畑や雑木林に覆われた丘が広がっていて、結核病棟や精神病棟の他には農家が点在しているだけでした。子どもたちと牧場を訪ね、雑木林の中で木登りやターザンごっこ、ダンボールを橇にして崖を滑り、園庭で竹の子を堀り山から薪を集めて竹の子ご飯を作り、畑で収穫した芋をリヤカーに乗せ教師が舵取りし子どもたちが綱を曳いて運び、焼き芋や芋料理を楽しみました。

それらの体験を描いたり、ペープサートで絵物語を演じたり、自然木で秘密基地を造ったりしました。

現在、安部幼稚園は住宅に包囲され、近隣に田畑も雑木林もなくなっていますが、30年前から少しずつ隣接の荒地や森を取得、現在、三千坪の園地（借地を入れると四千坪）に雑木林に覆われた丘、果樹園、小さな畑、牧場、果樹に囲まれた園庭があります。自然に寄り添い、自然の恵みを生かし、豊かな遊び・楽しい仕事のある生活を子どもたちも教師も楽しんでいます。

さて、次に子どもの様子を素描してみましょう。

3. 幼稚園は生きる力を育み合う場

毎年、芹が谷中学の生徒が授業の一環として幼稚園に遊びに来ます。ある年、学校で定めた体操着で訪ねてきた生徒たちに混じって髪を赤く染め爪にマニキュアをし裾の長いスカートをはいた子がいました。生徒の多くは園庭に入ると最初は戸惑っていても10分もすると子どもたちに「ままごとしよう」「山羊の赤ちゃんとお散歩しよう」「兎に餌あげよう」「森の奥に魔女婆さんがいるんだ、行こう」等と誘われ園庭に散っていきました。その子は園庭の柵に肩肘ついて佇み辺りを見回していました。「遊ぼう」と子どもが寄って行くと「うるせえ」と怒鳴ります。子どもたちは不思議そうな顔をして去っていきます。「遊ぼう」と別な子が声をかけると「うるせえって言っただろう」と怒鳴ります。驚いて去って行った後「お姉ちゃん、サッカーしよう」と3人の子が駆け寄ってきました。「やりたくねぇんだ」と言うと、Aが「やってみると面白くなるよ」と応じません。「やろう」と後から来たKが背中を押します。そこにサッカーボールが転がってきました。彼女が腹立ち紛れにボールを蹴るとゴールに入りました。サッカーをしていた子どもたち全員が駆け寄って彼女を囲みました。「すごい、○○みたいだ」と称賛の視線を向けます。その雰囲気に押され彼女はサッカーの群れに曳きづり込まれました。Aは彼女の手を握ったままボールを蹴り始めました。彼女の足に当たったボールが勢いよく飛んでいくと「お姉ちゃん、上手」と皆がほめます。やがて、Aから離れて女生徒も蹴り始めました。彼女が霜どけに足をとられて転ぶと子どもたちが駆け寄って「お姉ちゃん、痛くないか」「怪我したら事務ちゃんに行って薬つけてもらいな」と声をかけています。転んで直ぐ熱がでる筈ないのに彼女の額に手を置き顔を覗きこんで「大丈夫」と尋ねる子もいます。「事務ちゃん、呼んでくる」と一人が駆け出すと「呼ばないで良い」と立ち上がりました。自分のポケットからハンカチを出してスカートの汚れを拭く子もいます。彼女は立ち上がると丘の上の山羊の牧場に向かいました。彼女が子どもたちの山羊係の仕事を見てスロープを下りようとした時、Yが

「お姉ちゃん、そこ滑るぞ、落ち葉の上を歩きな」と注意していました。彼女の表情が和んでいました。

「お兄ちゃん、おんぶ」と寄って来た子を背負って雑木林の中を駆け廻ったり、中学生を皆で追い掛けたり、「かごめ、かごめ」をしたり、日溜りでままごとしたり、帰る時間になっても多くの生徒から「もっと遊んでいきたい」といった声がでました。

数日後、家庭科の教師が「感想文、読んで下さい」と嬉しそうな表情で園にやって来ました。「あの子がとても素直な雰囲気で書きました」と見せてくれました。「最初は乱暴なガキだと思ったけど、あれでけっこう優しい。私も大きくなったら幼稚園の先生になれそうだ」とありました。「よかったらこれも」と見せてくれた感想文には「子どもが幹を抱いて頬ずりしているのでどうしたのと声をかけると『この木、優しい。寒いのにこうやっていると暖かくなる。触ってごらん』と返事が返ってきました。私も触ってみると最初は冷たくても段々暖かくなってきて冬になって葉を落した木も生きていることを園児に教えられました」とか「小学校も中学校も高校も校庭に森を作るべきだ。安部幼稚園には森があるから遊びが面白くて子どもが優しい。森で遊びながら優しい子になっていく」と綴られていました。「先生全員に幼稚園で遊ぶ生徒の様子を見せたかったです。表情が、学校にいる時と全然違うんです。遊んでいるうちに一人ひとりの視線が優しくなっていく。雑木林で鬼ごっこをしている生徒もサッカーしている生徒も、園児を肩車している生徒も、その子らしさがでている」と話して下さいました。

4. 保育を構造的に捉えて

保育は質の違った活動が相互に紡ぎ合って豊かになっていきます。登園した子どもたちは靴を仕舞うと思い思いに遊びだします。野菜屑を山羊や兎にあげたり、砂場遊びや泥ダンゴづくりをしたり、三坪ほどの蜘蛛の巣（ハンモック）に乗ってじゃれ合い息を切らせて梢に広がる青空を見つめたり雑木林の中を駆け回ったり、木登りして落ち葉の山に飛び降りたり、鉄棒、雲梯、竹馬、大縄飛び、コマ回し、凧揚げを楽しんだり、保育室で絵本を読んだり積み木遊びをしたり、園庭の片隅でままごとしたり、子どもたちは思い思いに自分の居場所を作っています。子山羊がいる時は園庭の片隅に一列に並んで子山羊も混ぜてもらってヨーイドンと徒競走。このような自由場面の活動を私たちは園生活の礎と考え、土台となる生活と名付けています。教師の呼び掛けを受けて山羊との関わりの体験を貼り絵にしたり、蜜柑を収穫して仲間と分け合って食べて蜜柑を描いたりします。このような活動を課業的活動と名付けています。運動会のようにかなり長期に渡って取り組む活動は、その期間、園生活の中心になるので中心となる活動と位置づけています。土台となる生活、課業的活動、中心となる活動、この三者が有機的に結び付き保育の構造をなしています。

私たちは行事当日も大切にしていますが、その前後の子どもたち自身の取組みを大切にしています。運動会を例にあげれば、小学校・中学校・町内会の運動会も終わった10月中旬後半から下旬に設定します。運動会を見てきた子どもたちは、そこで見たことを真似て自由場面で色々な遊びを作り上げていくからです。リレーを見た子どもたちが、早速、リレーを始めたりします。自由にリレーを楽しみながら教師を仲立ちに子どもたちはリレーのルールを発見していきます。運動会のリレーは年長組全員参加。子どもたちは各クラスで作戦を練って練習します。

夕方、園庭でSが母親とコースを走っています。「勢がでますね」と母親に声をかけると「Sが『F君が遅い分、私が早く走るの。お母さん、練習、手伝って』というものですから」と笑っていました。F君は右半身に軽い麻痺が残っています。日曜日、私が葡萄にお礼肥をあげていると、同じ組の子が5人、大人を一人連れてやって来ました。「園長先生、この人、知って

いる？」「E君のお父さん」「違う、何している人か知っている」「知らない」「体操の先生」「バトンタッチを教えて貰うの」Eの父親は子どもたちの言葉に耳を傾けながら「この子たちに頼まれてやってきました。Eがお世話になっています」とほほ笑んでいました。私が「バトンタッチ練習を自分たちで決める、偉い」と言うと「シィ！他のクラスに聞こえるだろう」と私をにらんで「他のクラスに言っちゃだめ、指きりしよう」と寄って来ました。辺りが薄暗くなるまで練習して帰りました。土台となる生活（自由場面での活動）を重視し、リレーにしても子どもたちの思い思いの取り組みを大切に、そこでの発想を生かして指導が位置づいていきます。

私たちは子どもたちが自分たちで組み立てた見通しと教師集団の見通しとのずれの中に保育を豊かにする鍵がひそんでいると考えています。課業的活動・中心となる活動と土台となる生活が相互に響き合って子ども主体の活動が発展していきます。運動会が終わると、1カ月近く、年長組のリレーに感動した年中児・年少児も混じって自由場面でのリレーごっこが続きます。年長児が小さい子たちにバトンの渡し方、手の振り方、コースの回り方を教えています。このような体験が、年長組に進級した子どもたちのリレーの取組みを支えているともいえます。

5. 子どもたちの想いを大切に

雑木林の丘に登ると、Aたちが落ち葉の山に枝から飛び降りて遊んでいました。散々遊んで落ち葉の上に寝転ぶと、Sが「アッ！土の匂い」と30センチも積もった落ち葉をかき分けました。そこに大きなミミズ。驚いて「ミミズ！」と叫ぶと「ちょうだい」とNがつまみあげました。私の肩もとに座ると、ミミズをブツリブツリと刻んで落ち葉の上に置き始めました。辺りになまぐさい臭いが漂います。Nはミミズを掌に乗せて「チャボにあげてくる」と駆けだしました。居合わせた子どもたちも雑木林の中を一目散に駆け抜けていきました。しばらくして駆けて戻り「チャボがミミズをみんな食べた。あぁ、良かった。お母さんがチャボはミミズを食べると風邪ひかないって言った」と教えてくれました。当時、流感が流行っていてNはチャボが風邪をひかないか心配していたのです。ミミズを千切った理由が分かって、あの時、口だししなくて良かったとほっとしました。戻って来た子どもたちは、まだ、木登りしては飛び降り、そのうち、雑木林の中で鬼ごっこを始めました。

さいごに

子どもの内面を理解して見守る大人への信頼を支えに、子どもたちは豊かな遊び・楽しい仕事のある生活を築き、感性・知性を培っていきます。

園庭・校庭はもとより、子どもたちが教師とともに安全に往復できる地域は「わが園庭・校庭」と捉え、自然を守り自然を蘇生させることが課題です。

子どもたちの変化は私たちが作り出した環境がもたらしたものです。異常な行為に走る子の悲しみの根にあるものを、幼い子どもたちの優しさや賢さに学んで、深いところで捉え、私たちの生き方を豊かにしていきましょう。

子育て・保育・教育は子どもたちに学ぶ大人に支えられて豊かになります。子どもの意見表明権を大切にする生活を、主権者としての大人の手つなぎの輪を広げる中で豊かにしていきましょう。

そこに相互主体性実現の鍵が潜んでいます。

キーワード：相互主体性実現

子育て支援の主体者は父母。子ども、教師・保育士、父母、それぞれが自らの要求で手つなぎの輪を広げ、要求実現の過程で生まれた葛藤は民主的に折合いをつけて適当に解決し、各自が自由を享受し癒される場を持って、人間として尊厳を大切にする平和な社会の主人公になることで相互主体性が実現していきます。子ども、教師・保育士、父母をはじめ、社会を構成するすべての人々が主体的に生きる状況を創りだすことをいいます。

特集 少子社会における子育ち・子育て支援

一人っ子、二人っ子の作る世界

児童養護施設と子どもたち

しお子どもの家 園長 側垣二也（そばがきつぐや）

1. わが施設は多子家族

ある日、小学生の子ども数人と入浴をしていると、ひとりの男の子の両目が充血して腫れているので、「おやぁ、どうしたその目は。」と訊くと、中学生にひどい事を言われ悔しくてずっと泣いていたという。そう言えば、いつも何かにつけ目の敵にされるのを思い出し、「そうか、どれだけ悔しかったか、その目が語っているな。」と彼の訴えを聴いてやると、それを聞いていたほかの子たちも、「僕も誰々とこんなことが…」と喧嘩やいじめられたことなどを語り出した。実に風呂では大人も子どもも心まで裸になる気がするものだ。

児童養護施設は集団生活である。当園には40数名が生活をしているが、毎日、泣き声、怒鳴り声、追い逃げ回る姿は絶えない。もちろん、仲良く遊び、語り合い、笑い声も絶えないのだが。乱暴な言い方ではあるが、子ども達は日常生活の関係性の中で育つことから考えれば、適度の喧嘩、小さないじめ関係は必要であると考えることにしている。ただし、強者と弱者の陰湿な暴力的いじめ関係もありがちなゆえに、それを見抜きあるいは訴えがあったなら、毅然とした処置は不可欠であるとの前提の上である。

さて、児童養護施設と少子化（家族）を比べてみると、実は対照的な両者であることに気づく。施設は少子と無縁の、多子、高密度子ども社会（人為家族）を形成しているからである。少子社会、少子家族の現代において、まるで生きた化石のごとく超多子家族を維持し続けてきたのである。最近になってようやく国は、被虐待児童の入所など、多様化する養護ニーズに対応するには、その多すぎる子ども環境ではマイナス面も多いことに気づき、小規模グループのケアを推進することになったのはまことに皮肉でもある。

ともあれ施設の中での子ども達の生活は、昔は多くの家庭や地域で観られた、ガキ大将おり、集団遊びあり、いたずらあり、喧嘩あり、いじめあり、泣き笑いの仲間関係が繰り広げられている。我々職員にとっては、時に頭の痛い、あり難くないこともあるのだが、子ども同士の様々な人間関係体験は将来に生きる力を育てる上で大切な事だと感じている。

一方、今日の一般社会では子どもの少ない家族が増え、地域に子どもが少ないという状況が一般化し、そのことが子どもの育ちに与える影響を懸念する。鈴木（註1）は家庭や地域での子ども異年齢集団の教育力を「集団による練り上げ」と表現し、「兄弟間や地域の中での子ども同士の教育力、仲間との生活の中で、いろいろな型の子どもがぶつかり合い、反発したり同化しながら、自分を築き上げていくことが不可欠である」とし、地域での教育力の低下を早くから指摘した。

また、石田（註2）が「子ども時代は、基本的に子ども自身がストレスを体験してそれを乗り越え、悩み

や葛藤は自身が処理してゆく、そのような積み重ねである。大人は、この子は、今悩んでいるな、今乗り越えようとしているなと少しおおらかに見守ってやる。そんな大人と子どもの関係を作っていくこと、それが子ども時代の大切な条件ではないか。」と述べているように、今日では大人が子どもと自然に接する機会が少なくなり、地域社会が子どもを温かく見守り育てる環境がなくなりつつあることを心配する。特に、最近では、小学生連れ去り殺人事件などの発生により、「大人を見たら不審者と思え」と教える社会状況では、益々、地域の大人と子どもの接点がなくなるのではないかと危惧する。

2. 施設における子育て支援

はじめ、少子家庭がどのような養育上の課題を抱えるのかを知るために、児童養護施設の家族構成と入所理由等の関連を調べた調査データについて探してみたが、残念ながら筆者には手に入れることができなかった。恐らく、その因果関係については、特に特徴的問題を感じないのが現場の実感であり、研究者の見方なのだろう。

そこで、視点を変えて述べてみたい。

少子化が進行するその背景について考察してみると、「厚生省（当時）人口問題審議会」（1998年）は、その報告書の中で、①未婚率の上昇。理由として、家事育児と仕事の両立の負担感。結婚観、価値観の変化。②夫婦の平均出生児数（2.2人）と平均理想子ども数（2.6人）との開き。理由として、①の他、子育てに係る経済的負担感。②社会経済全体の状況、例えば、根強い固定的男女役割分業意識、仕事優先を求める固定的な雇用慣行や企業風土、を挙げている。

中でも、①の家事育児の両立の負担感については、教育費の負担増、女性の就業断念の可能性、などの理由が挙がるが、その次として、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないとの理由が挙げられる。

さらに「児童家庭環境調査」（2001年度・厚労省）によれば、子育てに「自信が持てない」保護者が10人に1人、「家族が協力してくれない」が14人に1人、「相談相手がいない」が20人に1人となっている。また子育ての行動として、「しつけや教育が家庭内で不一致」が13人に1人の回答となっている。

以上の調査結果はいかに現代家庭が育児不安をいだいているか示し、更には、非行、不登校、虐待、犯罪など、子ども養育に関する負の情報は、子どもを生むことへの躊躇を助長する要因にもなると想像する。

子どもが児童養護施設に入所する家庭の背景を見れば、そこには家族の支えのなさ、養育の自信のなさ、児童の問題行動化によって学校なども含めた地域との摩擦、地域での孤立、経済的な困窮が生じているが、報告や調査からは、一般家庭の中にも、明日にも要養護対象になる危機要因が含まれていることが読み取れる。

したがって、ここでは少子家庭にこだわらず、育児の不安要因を入所児の親子関係に見出し、子ども育ち、子育て支援の手がかりとするために、私たちの施設で育児不安がきっかけとなって身体的虐待に至り入所に至った男の子ケースを紹介し、特に施設での親子支援のポイントを示したい。

家族は二人の姉と母と本児という構成である。本児が生まれてしばらくして夫とは離婚。暴力を受けていたために、強い憎しみと拭えない恐怖心を感じていた母は、安定的な就業につけない不安と焦燥感の中で、行き場のない怒りを本児に向けるようになった。姉よりも手のかかる子であったために、お漏らしを繰り返すからと性器を輪ゴムでしばり、顔や手にタバコの火を押し付けるといった虐待を繰り返した。二人の姉は比較的育てやすかったために寵愛を受け、虐待はなか

った。虐待は容姿が夫に似ているとの腹立たしさから続けたと母は言った。その後民生児童委員の通報により、児童相談所が関わることになったが、一時保護を含む在宅援助も効せず3歳で入所となったのである。

入所当日、応接接室で母はソファーに座るが、本児は座らず、部屋の片隅で身体を硬直させ母を凝視していたのが印象的であった。それから、本児が高校を卒業するまで預かることになる。入所後の主な援助目標は、母との自然な親子らしいコミュニケーションの再構築と、身体虐待が原因と考えられる排泄障害の治療であった。治療は、泌尿器科の診療を経て、2週間に1回の精神病院での心理療法面接へと移り、中学2年生で終了している。心理療法士の定期的な指導、アドバイスと病院までの往復2時間の担当職員との車中の会話が非常に効果的に作用したと考えている。

母は、慎重な帰省対応や家庭訪問を通じて、しだいに施設への警戒感も取れ、本児に対する拒絶的姿勢も軟化してきた。ただ、最初の頃は帰省中に本児に手が出ることもあり、続けるべきかどうか苦慮したこともあったが、基本的に本児が望み、母も受け入れを承諾した時は接点を持たせるようにした。

このようなケアを通じて、次第に明らかになったことは、母は絶対的な孤独感と子どもを受け入れられない自分への歯がゆさがあったことである。不遇な境遇で自身も育ち、愛された記憶がなく、非行を繰り返し自立支援施設に入所の経験した子ども時代。家庭を持ち、子どもを育てるようになっても、家庭を顧みず、自分に手を出す夫との生活に疲れ、離れて住む祖母は物心両面で支えにならず、常に孤独感を抱き、不安や焦燥の日々であったことを語ってくれた。唯一自立支援施設の担当の先生に深い信頼を寄せているとも言った。

そんな母にとって子の施設入所は、我々施設職員と何かにつけ接点ができるという点で、孤独感の癒しになったと観ている。子どもについての愚痴をこぼし、私生活でうまくいかないと施設に八つ当たりした。帰省中の子どもの言動に腹が立つと、園に電話を掛けてきて、「こんな子どもに誰がした。生意気な子になった。むしゃくしゃする。」さも、思い通りにならない理由を我々のせいにして散々文句を言った後で、「腹が立ったけど手は出さなかった。」と約束を守る自分への評価を求めた。その都度、じっくり話を聴き、「それでいいよ。」と返答する日々が続いた。

本児が退所するまでの約16年間、母はその人生に様々な波乱を起こしつつ、再婚。夫の支えを得て、幼児虐待に始まった親子関係を徐々に修復し、時間はかかったが、退所後、「この子はだらしない」と不満を向けながらも、家に迎え入れ就業させるまでになった。

このような虐待事例に触れた時は、そのあまりにもの悲惨さに驚き、子に憐憫を、親の行為に非難を感じてしまう。しかし、実は子育てに自信が持てず、相談もできず、手のかかる子への養育方法も見出せず、悶々としている孤立した親の姿を知った時、非難の思いは消え、援助が必要であることに気づく。

けれども、その気づきから始まる援助は生易しいものではない。時に親からの非難怒号も受けとめなければならない寛容さが必要である。そして、時間を掛けて待つ忍耐が必要である。このケースは入所から長い年月を経ている。途中、母の一方的な子どもと施設との関係断絶を含めて、幾度もの停滞と挫折を味わった。しかし、心を病み悩んでいる人に簡単な援助はありえない、わずかな言動に注意深く耳を傾け、共に考え、寄り添うだけを信条として、わが子への情愛の復活を期待し続けたのである。

3. 少子化と社会的養護支援

少子化問題を語るとき気をつけたいのは、子どもが

少ない家庭に問題があるのではなく、少子化傾向をもたらす社会の様々な要因や背景が問題なのであり、地域の子ども達が育ちあう条件が失われていく事などのその影響に目を向けるべきである。

「少子高齢化」が社会的な表記であるように、人口問題審議会の答申は、2007年（最近の報道では2006年に前倒し予測）には人口減少化社会が到来するのを受け、労働人口減少による経済の影響、高齢化社会の進展の伴う社会保障分野における現役世代の負担増大などの懸念を示し、社会と労働施策上の子育て環境整備の早急の策定を訴え、2003年次世代育成支援対策推進法の制定により、各自治体に行動計画策定を求めるなどの具体的な動きとなっているのは周知のとおりである。

一方、全国養護施設協議会では、要保護児童の質量ともに重篤化している現状に対し、今日までの子どもと家庭への抜本的な改革を望み、『児童養護施設の近未来像』『児童養護施設の近未来像Ⅱ』を発行し、社会的養護の方向を積極的に提言した。

特に近未来像Ⅱでは、被虐待児童の増加が児童養護施設にも及んできたという状況を背景にして、いかにそれに対応するかという問題を設定しているが、その基本的姿勢は、養護児童の問題は被虐待児に限定しようとするものではなく、ネグレクトを含めば、本来児童養護施設で生活する児童のほとんどは被虐待児童であるという視点で捉えている。

その上で、養育保護だけにとどまらず、社会的養育支援体制の一翼として地域子育て支援に参加し、更には、家庭代替機能のみから脱して積極的発達支援の場としての位置づけ、里親との実質的な協力関係を構築し、またその機能を生かした社会的サービスに取り組む姿勢を打ち出し、以上のことを実現する前提条件として、児童養護の形態として生活単位の小規模化を推進する必要を指摘している。

そして、このような提言を機に全養協では、少ない子どもの育ちが危ういのは、児童福祉の関係者が長年警鐘を鳴らし続けてきた家族と子どもの問題を、経済優先の社会に埋没させてきた結果として、市民運動と協働してソーシャルアクションをおこない、「社会的養護のあり方に関する専門委員会」への参画などを通して国政等への働きかけを行ってきた。結果として、児童虐待防止法、児童福祉法の改正など法制度の改革、虐待対策費の予算化、『子育て応援プラン』のなかに要保護児童施策が盛り込まれるなど一定の成果につながっている。

このように、少子化問題、関連して被虐待児を含む社会的養護支援について、国、自治体、そして全養協それぞれが、積極的に具体案を出し、対策実現に向かいつつある。しかし、国の示す施策は突き詰めれば、社会保障費の維持対策と穿って見ることもできる。全養協においても、法制度実現後も、その社会的養護システムがうまく機能し個々の現場で生かされるかは今後の課題であるし、新たな養育実践論の構築も求められている。

最後に、少子化に象徴される子どもと親の問題はそのものが原因ではなく社会のあり方が問題であって、社会の育児能力が衰退する結果、個々の子どもと親、家族、家庭が育児に苦労することをあらためて心にとめたい。

註1：鈴木道太（1969）『いたずら時代の人間形成』新評論
註2：石田一宏（1998）『キレる子、キレない子』大月書店

キーワード：次世代育成支援対策推進法

わが国の急速な少子化の進行を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を図るため、次世代育成支援策に関する基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主が行うべき行動指針、行動計画を定めた法律。2003年制定。

先進的取組み事例

次世代育成支援における市民との協働の試み

茅ヶ崎市少子高齢部こども課 副主査 牧野正和（まきのまさかず）

1. はじめに

神奈川県茅ヶ崎市は、相模湾に面し、湘南地域の中心に位置する特例市です。東海道本線で横浜まで約30分、東京まで1時間ほどと交通の便に恵まれているため、転入等の社会増によって人口は微増を続け、23万人弱となっています。しかし、平成15年の合計特殊出生率は1.20で、1.18の神奈川県平均と同程度ですが全国平均は下回っています。14歳以下の年少人口は減少傾向にあり既に14％を切り、65歳以上の高齢者人口は増加傾向で17％を越えており、少子高齢化は確実に進んでいます。

本市は組織再編の一環として、子ども行政の一体的な推進を図るため、平成16年4月1日に少子高齢部児童福祉課を少子高齢部こども課と改め、教育委員会生涯学習部青少年課より放課後児童健全育成事業（児童クラブ）を移管しました。

子育て支援分野では、認可保育園の待機児童解消が最大の課題です。茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画（愛称「ちがさき子育ち愛プラン」）の策定年度である16年4月の時点で待機児童は159人（旧基準では342人）を数え、政令市（横浜・川崎）と中核市（横須賀・相模原）を除く県所管33市町村中最多で、保育計画の策定も義務づけられています。

一般的には、社会経済状況の変化の中で幼稚園と比較して預ける時間の長さのわりに経済的負担が軽い認可保育園に対する需要が増加しているといわれていますが、本市固有の事情としては、近隣各市と比べて就学前児童人口に対する認可保育園の定員数が少なく、ここ数年で大きく伸びている需要に追いついておりません。16年4月時点で公立6園と民間12園で定員1,590人のところ1,767人を受入れましたが、待機児童数は前述のとおりでした。さらに、17年4月には公立2園で計60人の定員増を行い定員1,650人（就学前児童人口比13％弱）とした上で定員の弾力化により入所児童数1,823人となりましたが、149人（新基準）と前年より10人の減に留まり、県所管最多待機児童数が続いています。「ちがさき子育ち愛プラン」の21年度の目標事業量は、施設数が2園増の20園、定員が330人増の1,920人で設定し、この計画に沿って17年度には7月にも民間1園で老朽化に伴う改修により30人の定員増を実施しましたが、現時点での待機児童数は昨年同時期と同水準です。18年度中には新設及び増改築等により150人の定員増を予定していますが、今後も予断を許さない状況です。

一方で、認可保育園利用者以外への子育て支援としては、ファミリー・サポート・センター事業を平成13年10月から開始し、16年度末には支援会員244名、依頼会員795名、両方会員144名と登録者は計1,183名にまで伸びています。子育て支援センター事業は1カ所めの「茅ヶ崎駅北口子育て支援センター」を10

年4月から、2カ所めの「茅ヶ崎駅南口子育て支援センター」を12年7月から、3カ所めの「浜竹子育て支援センターのびのび」を16年5月からそれぞれ開設し、延べ利用者は16年度実績で北口16,978人（15年度15,666人）、南口9,618人（同7,462人）と伸びており、浜竹も年度途中の開設ながら9,687人と順調なスタートでした。

その他に市単独事業としては、平成4年度から県補助事業として始まったコミュニティ保育・ボランティアグループ保育に対する補助を現在も市単独で実施しています。また、チャイルドシート購入費補助事業も道路交通法改正を受けて平成12年1月から開始し、子育て家庭への支援のため、現在も継続しています。

2.「ちがさき子育ち愛プラン」の策定

平成16年度中の策定が義務づけられた市町村行動計画の策定にあたっては、市民・子育て関係団体等の参加による地域協議会の設置や住民意見の反映が求められていました。

本市において16年度は、新総合計画後期基本計画「ちがさき・さわやかプラン」の第3次実施計画や地域福祉計画の策定、市民活動推進条例に基づく「市民活動推進補助制度」及び「市民活動推進基金」の創設、「ちがさき男女平等参画プラン」の改訂及び第2次実施計画の策定などが行われました。また、進行中の第2次行政改革に基づく実施計画は毎年度策定されています。これらについては、平成15年度に定めた「パブリックコメント手続に関する指針」に基づきパブリックコメントが実施されたほか、市民委員が公募されたり、ワークショップや素案説明会などが開催されました。市町村行動計画の策定における市民参加や市民との協働は、本市のこうした方向性の中で行われたということができます。

また、14年度には「市民活動サポートセンター」が設置され、活動の促進や支援が行われています。

なお、こども課は地域福祉計画策定委員会児童福祉部会の事務局でもあり、同部会員1名に「茅ヶ崎市次世代育成支援対策協議会」（以下「協議会」という。）の委員を委嘱し、さらに協議会の副会長を務めていただきました。「ちがさき子育ち愛プラン」の中には、15～16年度の2カ年をかけ、ワークショップからのボトムアップにより策定された地域福祉計画の意見も反映されています。

市町村行動計画策定の地域協議会ですが、本市では市長の附属機関として条例設置し、①市民（公募3名）、②子育てに関する活動を行う団体の代表者（2名。子育てサークル、学童保育）、③福祉団体の代表者（4名。民生委員児童委員、民間保育園、地域福祉計画策定委員会、医師会）、④教育機関の代表者（3名。幼稚園、小学校、中学校）、⑤事業主（1名）、⑥学識経験を有する者（1名）、⑦関係行政機関の職員（3名。児童相談所、保健福祉事務所、警察署）の計17名に対して委員を委嘱し、平成16年5月11日に第1回協議会を開催しました。

協議会は当初5回を予定しておりましたが、第1回協議会での議論を受けて回数を増やすこととし、最終的には8回開催しました。とりわけ、市町村行動計画の素案を16年の年末にパブリックコメントにかけるスケジュールの都合から11月中には素案に対する庁内の意思決定を行う必要があるため、夏から秋にかけて集中的に行うことになりました。7月中旬に第2回、8月上旬に第3回、下旬に第4回、9月下旬に第5回、10月上旬に第6回とハードな日程で進行する中で、理念や体系、重点課題や必要とされる施策・事業等について充実した議論が繰り広げられました。それぞれ専門分野や独自の経験をもつ各委員がその知識を惜しまず発言され、それに対して他の委員が反応していく様子が何度となく見られたことは、非常に印象に残って

おります。

また、8月には上旬と下旬の協議会の間の厳しい日程でしたが、より幅広い方々から意見を伺うべく、2つのイベントを企画しました。

上旬には次代を担う子どもたちの声を聞くため、市内中学生を対象にワークショップ形式による「中学生座談会」を実施しました。中学生が意見を言いやすいように、行政職員ではなく、高校生ジュニアリーダー8名に全体及び各グループの進行をお願いしました。グループごとに、まちづくりや大人になることについて用意されたテーマから一つ選び、昼食を挟んで2時間程度、意見交換と取りまとめをしてもらい、最後には全員の前で発表し、全体で意見交換を行いました。その後には、ジュニアリーダーに残ってもらい、彼らだけで同じように議論し、発表してもらいました。

下旬には市内2カ所で「子育てを地域で考える市民懇談会」を開催しました。参加者は、すでに地域で活動されている方々が多かったようですが、協議会委員に司会進行をお願いし、協議会委員や行政職員も交えたグループ討議の後、意見発表と全体での意見交換を行いました。

これらを踏まえて、協議会から市長に素案の中間報告がなされ、庁議を経て、11月中旬からパブリックコメントを開始しました。1カ月の実施期間中に33人・団体から76件（同一内容・趣旨については集約）の意見があり、3月に回答を示すとともに素案の修正を行いました。

また、11月下旬には素案説明会を開催しました。このイベントの企画にあたり、司会進行と素案説明を協議会委員に行っていただいたほか、協議会委員の中にボランティアで演劇を行っている方がいらっしゃったので、堅くなりがちな行政主導の説明会の雰囲気を変えるため、30分ほどのミニ劇を前半に行うことになりました。子育てを取り巻く環境をテーマに、事務局職員2名がそれぞれ仮装して役を演じたほか、当日は冒頭にあいさつをしました市長やこども課長が飛び入りで出演し、笑いにより会場を和ませるとともに、次世代育成についてのメッセージを発することができたのではないかと思います。

「ちがさき子育ち愛プラン」では、基本理念をもとに「つつみこむ　心のゆとり　子育てに　ゆたかな未来次世代へ」をキャッチフレーズとして設定し、3つの基本目標（①子育てを支える社会環境づくり、②子育て家庭への支援、③子ども自身への支援）を柱に施策を体系化しましたが、それとは別に、①取り組みの必要性が特に高く、②関係機関・団体の幅広い協力体制を必要とし、③子どもや親の生活に直接関わるという3つの視点から、7つの重点的な課題を抽出しました。「1 子育て支援の総合的・中核的拠点づくり」、「2 充実した保育サービスの提供」、「3 子どもの居場所づくり」、「4 だれもが安全で暮らしやすいまちづくり」、「5 様々な体験を通した子どもの育ち支援」、「6 子育て支援への市民参加」、「7 すこやかな生き方や習慣を身につける親と子の支援」で、それぞれの説明は省かせていただきますが、6番目の重要性については、協議会や市民懇談会での議論、子育てサロンなどの視察において強く感じており、今後具体化していきたいと考えております。

3.「ちがさき子育ち愛プラン」の実施

このようにして策定された「ちがさき子育ち愛プラン」は17年度から実施期間になりました。予算上では、冒頭に上げたチャイルドシート購入費補助制度の継続やコミュニティ保育補助制度の対象の拡大、認定保育施設保育料補助金の増額などは、金額は小さいものの財政状況や補助制度の見直しの中では意義のあることだと考えます。また、16年度に市単独事業として開始した第3の子育て支援センターを国庫補助対象の

「つどいの広場」事業となるよう地域の子育て支援活動団体への支援などの機能を充実させました。認可保育園についても、前述のとおり、定員90名の新設1園と30名の定員増を伴う増改築1園が国庫補助対象となるなど、18年度に計150人の定員増を予定していました。従来2カ所だった一時保育は17年度中に新たに1園が開始し、18年度中にはさらに2園増える予定です。特定保育についても17年度中に1園、18年度中に1園で始まる予定です。

また、素案説明会で指摘され、協議会の中でも議論が不十分に終わった「子どもの居場所づくり」をテーマに、11月中旬に「ちがさき子育ち支援フォーラム」を開催しました。昨年の素案説明会同様に、協議会委員に司会をお願いしました。市長あいさつの後のミニ劇ではこども課職員のみならず、昨年に続き市長も参加しました。居場所に関する中高生対象のアンケート結果報告の後に、川崎市の委託により不登校児童・生徒の居場所を開設された講師による基調講演、関係者によるパネルディスカッション、質疑応答の順で進行しました。パネリストには昨年の中学生座談会でも協力していただいたジュニアリーダーのひとりに参加してもらい、現役高校生の立場から語っていただきました。講演でも、パネルディスカッションでも、つまるところ「子どもの問題」とされていることは、それを取り巻く「おとな（社会）の問題」に他ならず、それを見直す機会は日常にふんだんにあることを痛感しました。

さらに、「ちがさき子育ち愛プラン」にも記載した「ちがさき子育てガイドブック（仮称）」の作成のため協議会委員を含めた7人の市民が参加した作成委員会を立ち上げ、6月下旬から11月上旬の8回の会議で検討を重ねました。策定過程では、子育て支援には庁内外多くの部署・機関が様々な事業を行っており、それらの情報を一元的にまとめて必要とする人に届けることが課題とされました。今後も情報発信・提供については工夫していきたいと考えております。

4. おわりに

16年度末から17年度にかけて、すなわち策定の終盤から実行段階に入る時期に、策定中に前提としていた国の補助制度が大きく変わったことは周知のとおりです。こうした交付金化の影響ですが、保育所2園の施設整備が17～18年度の2カ年事業となり、18年4月1日時点での定員増に支障を来したほか、今後経常的な市町村の負担増を意味します。「ちがさき子育ち愛プラン」に位置づけていた病後児保育（派遣型）、ショートステイ、育児支援家庭訪問事業など新規事業の開始には慎重にならざるを得ません。

また、行財政改革と将来的に活力ある社会を維持するための次世代育成支援の充実とを両立するためには、限られた利用者に対して公費が投入されている認可保育園における保育サービスと、それ以外の子育て支援サービスとの間に存在する公的負担の不均衡・不公平の解消が緊急の課題です。そのためには、福祉分野でも始まっている情報開示と説明責任を民間保育園だけではなく行政も積極的に実施し、それに基づくオープンかつ誠実な議論や評価が必要となります。本市のこれまでの市民参加、市民との協働のための枠組みは、より一層磨き上げる必要はあると思いますが、市にとって貴重な財産であると考えております。

キーワード：市民活動補助制度

茅ヶ崎市では、市民からの寄付金に市が同額を上乗せする（マッチングギフト）ことにより支出金を積み立て、市民活動団体が行う公益的な事業の財源の一部（補助金）となる「市民活動推進基金（愛称「市民活動げんき基金」）」を平成17年1月に創設し、17年度から補助を開始した。申請団体の公開プレゼンテーションを市民活動推進委員会が選考し、審議結果を市長に答申する。団体が市民ニーズにあったサービスの提供を指向するとともに市民が市民活動に対する理解を深めることで、活力ある地域社会を実現することを目指している。

先進的取組み事例

企業における子育て支援、福利厚生
―コンビにおける子育て支援施策について―

コンビ(株)経営企画室 広報担当 藤(ふじ) 真弓(まゆみ)

1. 1992年、社内規程の充実

1991年、当時の労働省により「育児休業等に関する法律」(平成3年法律第76号)が制定されました。この法律は1995年に大幅に改正され、"育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律"、通称「育児・介護休業法」となり、育児又は家族の介護を行う労働者が職業生活と家庭生活との両立を図れるよう、企業や行政が支援することになりました。これは福祉を増進するとともに、あわせて我が国の経済及び社会の発展を目的としていることはご存知のとおりです。店頭公開企業で、社員数250人だったわが社も、1992年4月、この流れに沿い様々な規程を制定し、施行しました。

それまでのコンビは中小企業の例にもれず、育児休業制度はなく、妊娠した女性社員は出産前に退職するのが慣習になっていたようです。それどころか、「寿退職の場合、退職金が加算される」という制度まであり(どう考えてもこの制度を利用するのは女性社員と考えられる)、女性の結婚退職が奨励されていたむきさえありました。今考えれば、ずいぶん古臭い考え方ですし納得のいかない話ですが、当時はあまりそれに異議を唱える社員もいなかったようです。その他の規程は当時からきちんと制定されていましたので、女性の結婚後の就業や、育児に関する考え方が社会同様遅れていたと思われます。IT企業などの一部の最先端企業では出産後復帰する女性もいたようですが、一般の企業ではまだまだ、"結婚したら退職して専業主婦"、"子どもはお母さんが家にいて育てるもの"だったようです。そう考えると、「寿退社、退職金加算」は、時代に合った、喜ばしい制度だったのかもしれません。

この年(1992年)にコンビが施行した子育て関連の規程は以下のようなものです。(抜粋)

＊育児休業規程…子どもの年齢が1歳と1カ月になるまで休業できる。ただし、配偶者が職業に就いていない者は対象外(ようするに奥様が専業主婦の場合は取れません)。休業中の給与の補填は2万円のみですので、たとえ奥様が働いていたとしても夫同様の給与を得ていないかぎり、夫が子どもの面倒を見るために育児休業を取り、奥様の給与で生計をまかなうことは経済的に考えてなかなか現実的ではなかったと思います。しかしこの規程は、それまで辞めざるを得なかった女性社員には大変な朗報で、これ以降、ほとんどの女性社員がこの制度を使って育児休暇を取り、現在ではほぼ100%が職場に復帰しています。しかし残念ながら、育児休業制度を使った男性社員はまだいません。

＊ 育児時短制度…3歳未満の子どもを養育する場合、最大2.5時間／日、労働時間を短縮できる。

＊ CHILD CARE HOLIDAY…子どもの看護を目的に、年5日間の有給休暇が特別付与される。

＊ ハローベビー制度…社員に子どもが生まれたら、10万円分の当社ベビー用品をその社員へプレゼント。

＊ 保育園援助…コンビ社員の子どもが保育園に入るときに、その保育園に対して当社製品(ベビー用品)を5万円分寄贈する。

2. ブランドビジョン制定

2001年に社長が変わり、それに伴っていろいろな

社内改革が行われました。ブランドビジョンの見直しもそのひとつです。

コンビはベビー用品のメーカーですから、より安全で安心できる製品を消費者の方々にお届けするのは企業としての責任です。赤ちゃんが使うものですから、親御さんにしてみればその製品に愛する子どもの命を預けるわけで、ちょっと大げさですが、全幅の信頼を置けるものでなければいけないわけです。もちろん、それはコンビに与えられた当たり前の使命で、私達は普段から常にそれを胸において製品作りをしています。新社長は、そんな私達にひとつの疑問を投げかけました。本当にそれだけでいいの、安全で安心できる製品をお届けするという当たり前のことは継続していかなきゃいけないけど、コンビが社会から求められている姿って、本当にそれだけなの、と。

全社をあげてのブランドビジョン見直しが行われ、制定されました。それが「赤ちゃんを育てることが、楽しく幸せだと思える社会をつくる」でした。とても漠然とした言葉ですが、全社員が、それを実現するために自分の部署は何が出来るだろうと考えました。

開発企画部、技術部は、よりいっそうお母さんお父さんの手助けができ、育児が楽しくなる製品の開発に向けて動き出しました。では、管理部門である総務人事部はどうしたかと言うと、当社の育児中の社員は、赤ちゃんを育てることが楽しく幸せだと思っているだろうかと考えたわけです。もしそう思えない状況があるとしたら、それはどのような場面だろうと調査をしました。そこでひとつの事実が明白になったのです。それは、当社の男性社員は、いまだに誰も育児休業制度を使っていないし、子どもが生まれた後も残業や休日出勤して働いている。この事実は調べるまでもなく分かっていたことなのですが、新ためて調査をしてみて、総務人事部としては頭を抱えてしまったそうです。りっぱなブランドビジョンを制定し、社会に対してコンビが牽引車となり、声を大にして子育て支援を訴えていこうとした矢先、お膝元がお恥ずかしい現実だったわけです。妻だけが赤ちゃんの面倒をみていて、夫は手伝っていない…。

3. 2002年、2回目の育児関連規程の改定

そこで92年に続き、2回目の子育て支援関連規程の見直しが行なわれることになりました。そしてこの2002年にできた規程のひとつが、「ハローベビーホリデー制度」です。これは、正規の育児休業を取る前の、言わば取りやすい職場環境、意識改革を促すための、男性社員向けの特別育児有給休暇制度です。

総務人事部が、なぜ男性社員は育児休業制度を利用しないかを分析したところ、以下のような理由が挙げられました。

* 仕事に穴を開けたくない
* お客様に迷惑をかけたくない
* 周りの同僚に迷惑をかけたくない
* 上司や同僚から何か言われたくない
* 他の社員に遅れをとりたくない
* 経済的に問題がある

最後の、経済的に問題がある、はすぐにはどうこうできませんが、残りの部分は社員の精神的なものに掛かる部分が大きいので、何とか払拭出来るかも。そう考えた総務人事部が制定したのが「ハローベビーホリデー」です。

この制度は、赤ちゃんが生まれた男性社員に対して、赤ちゃんの年齢が6カ月に達するまでの間に、連続した5日間の特別有給休暇を付与する、というもので、取得は任意ではなく、「義務」としました。義務ですから、社員である以上有無を言わず取らなくてはならないのです。義務ですから、お客様にたいしてのエクスキューズにもなります。6カ月という期間を設けたのは、ものすごく忙しいプロジェクトなどに参加していても、6カ月間の内だったら5日間ぐらいどこかで休めるだろうと考えたからです。5日間という期間は、

この制度が成功した鍵でした。前後の土日を合わせれば9日間、これぐらいだったら取得する社員も精神的な負担なしに取りやすく、周りも納得しやすいはずです。お正月休みや、夏休みぐらいの感覚です。

この制度により、赤ちゃんが生まれた男性社員は、とりあえず9日間はべったりと赤ちゃんと過ごすことになりました。これにより、総務人事が予想もしなかった意外な副産物が発生しました。社員の奥様の、コンビに対する見方の変化です。それまでは、夫の会社に対して別段なんの感情も持っていなかった（内心は夫が仕事ばかりで育児・家事をやる時間のないのは会社のせいだ、と思っていたかもしれませんが）奥様方が、この制度によってたった5日間夫が休んで育児に関わったことで、コンビをとても良い会社だと評価し、周りにも自慢してくれるようになりました。取得後に簡単な感想文を提出することになっているのですが、奥様からのひとことコメントの部分には、会社への感謝の気持ちが沢山書かれています。さすがコンビ社員の奥様、「たかが5日間で育児の何たるかが分かったような顔をされても困る」といった厳しいご意見や、「5日間では全然足りません。明日から夫がいない日が始まるかと思ったら、よっぽど最初から何も手伝ってもらわない方が覚悟ができて良かったのに」などといった本音もしばしば書かれています。

また、子どもが生まれた社員は92年制定のハローベビー制度によって自社製品を10万円分受け取っていますので、このモニターとしての意見もレポートには沢山入っています。一般のユーザーの方は、なんとなく企業に対して遠慮しながら丁寧なご意見をくださることが多いのですが、そこが社員と奥様からの遠慮・忌憚のない意見ですから、それはもう、厳しいものばかりです。それが製品の改良に繋がりますので、こんな貴重な意見はありません。

また、通常の育児休業を取っていた開発部門の女性社員の中には、休業中に自分で製品を使ってみて、その不具合部分を上司とメールでやり取りし、育休明けにすぐ改良版を開発した社員もいます。これは、会社が制定した福利厚生によって社員がメリットを受け、また、会社側にもメリットがあった良い例だと思います。

この年に制定された規程の中には、保育施設を経由した通勤経路を会社が認めて交通費を支給する、というユニークなものもあります。これはまさに、現実に直面した社員からの声を受けて設定された規程です。

4. 引き続き総務人事部の施策

2003年コンビでは、次の子育て支援として、「出産祝い金制度」を大幅に改善しました。以前の調査の中にあった、子育てが楽しくない理由のひとつである“経済的な負担”を少しでも支援しよう、ということです。育児が楽しく思えない要素の中に、経済的な部分もあるのよね、という気持ちを、一時的でもいいからハッピーにしましょう、と考えたのです。

それまで2万円だった出産祝い金は、第1子、第2子の出産に対しては50万円、第3子の出産には200万円と、大幅に増やされました。これは当時、社会的にもちょっと話題になりました。50万円という金額には、コンビとして以下のような意図がありました。

〈1〉ベビー用品メーカーですし、赤ちゃんの誕生を全社で心からお祝いしたい金額。
〈2〉育児に疲れてブルーな気分になったらこれを使って温泉に行ったり、エステに行ったり、もしかして地方に住んでるお母さんに飛行機で来てもらって、一週間ぐらいホテルに滞在してもらって育児を手伝ってもらえるぐらいの金額。
〈3〉社会にインパクトを与え、その記事を読んだ別の会社の社長さんが、うちも少し子育て支援に関して頑張って見習ってみるか、と思ってくださる話題の金額。

金額だけが一人歩きしてしまった感はあるのですが、話題作りという点では、この規程の制定も成功だったと考えています。同様の金額を制定する企業がぽちぽち出てきたところを見ると、少しは社会にインパ

クトを与えられたのではないかと思っています。おまけにこの規程に結び付けて「コンビ」の名前を覚えてくださった方も多いようです。

5. まとめ

企業にとって福利厚生とは、必ずしも経費がかかり、プラス面が少ないというわけではありません。景気が悪くなると福利厚生部分を見直して、その部分の経費を削減して、と考えがちですが、ちょっとの工夫で施行できるおもしろい福利厚生が目にみえない効果を生み、社員のモチベーションが上がり業務に結びつくことも多いのです。コンビはベビー用品の会社ですから、上記のような子育て支援に関する規程が、まさにそれに当てはまりました。

では、子育て支援の充実は、ベビー用品の会社でしか実現できないことなのでしょうか。たとえば、独身者しかいないネジを作っている会社において育児支援に関する規程を充実させたとしても、短期間でのメリットは社員にも会社にもないかもしれません。でも、学生のリクルートを考えたとき、質の良い、やる気のある学生がその会社の特徴ある福利厚生に興味を示し、同じような内容の企業を比べたときに、自分の人生設計をサポートし、自分を長く大事にしてくれそうなこの企業を選ぶ決定打になるかもしれません。

また、りっぱな規程は作ったけれど、取得できるような環境はなく、たとえば育児休暇なんて取ったら上司からどんな嫌味を言われるかわからないし、出世もできないし、戻ってきたら席がないかも、というような雰囲気の中では、規程は形骸化してしまい、なんの意味もなくなってしまいます。大切なことは社会に対して体裁を整えるために規程を作るのではなく、その規程が社員へのメリットだけではなく、企業にとってもメリットがあるということを真剣に考え、人事部や、規程の統括部門がその実施、運営を本気で推進することです。子育て支援に関して言えば、育児休暇を社員が取得することが、社員が欠員になるので補充のための人件費が増加して企業にとってはデメリットだ、と考えるのではなく、喜んで休暇を取れる環境作りをし、取得を推進することが、社員のモチベーションを上げ、長い目でみて会社側にメリットがある、と認めることです。次世代育成支援法が施行され、企業行動計画を提出しなくてはいけないから、とりあえずあわてて規程だけ作りました、でも実際は取りにくい環境だから社員が利用しようがしまいがどうでもいい、ということでは、結局企業サイドにもメリットは出ないことになってしまいます。

けっして大企業ではないコンビにおいて、子育て支援に関する規程がうまく制定され、運営されているのは、無理をしない、現実に沿った出来る範囲で規程を制定する。そしてそれを推進することが会社サイドにもメリットがあることを会社側が本気で認識し、推進を真剣に考えているからです。これを、“ベビー用品の会社だから出来るのだろう”と考えてしまう経営者や人事担当者は、その考え自体が子育て支援を阻害し、企業の可能性をせばめていることを認識してほしいと思います。

社会の一員としての責任を果たすのと同時に、無理のない、実現可能な子育て支援を行う企業が少しでも増えることを、心から望んでやみません。

キーワード：ハローベビーホリデー

コンビ株式会社が独自に制定した男性社員向け特別育児有給休暇制度。赤ちゃんが生まれた男性社員は、赤ちゃんの年齢が６カ月に達するまでに、育児のための連続した５日間の特別有給休暇を付与される。取得は任意ではなく義務であり、取得後は簡単な感想文の提出を求められる。既存の規程上の長期の育児休暇を取得しやすい環境作り・意識の醸成のために2002年に導入された。

特集 少子社会における子育ち・子育て支援

先進的取組み事例

幼稚園・保育園一体化（一元化）の課題
―施設開設から見えてきたもの―

和泉短期大学（元品川区二葉すこやか園二葉つぼみ保育園保育長） 塩谷（しおや） 香（かおり）

1. 幼保一体化（一元化）の背景

文部科学省中央教育審議会の答申「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」（平成17年1月28日）の冒頭には、次のように記されている。「この答申は、幼児教育の重要性について、国民各層に向けて広く訴えることを目的としたものである。」そして、「幼児教育」がこれまで「幼稚園教育」を意味していたのに対し、「幼児教育は、家庭における教育、地域社会における教育、幼稚園等施設における教育の三つがバランスを保ちながら、全体として豊かなものになることによって、幼児の健やかな成長を保障している。」と定義している。言うまでもなく幼稚園等施設とは保育所が含まれ、また「幼児とは、小学校就学前の者を意味する」として、出生直後の0歳児から幼児教育の対象であることを明記している。子育て環境が悪化の一路をたどる中では、国全体としてこのような考え方に立つことは、「教育の機会均等」の精神に拠っても大きな意義がある。

またこの答申の中で「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」について、幼稚園・保育園の連携の推進と共に、在り方についても提言されている。「今後の幼児教育の在り方として、幼稚園等施設が家庭や地域と連携して総合的に幼児教育を推進するため、また、幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を図るためには、小学校就学前の子どもの育ちを、幼稚園・保育所とで区別することなく保障していく必要がある。」としている。さらに規制改革や地方分権等の流れも踏まえ、「既存の制度の枠組みだけでは柔軟に対応できない地域や自治体においては、新しい枠組みとして総合施設の設置を可能にする。」とある。実情は、少子化によって各自治体が今までの幼保の体制を整理せざるを得なくなったこと、全国的にも市町村合併が進む状況下で幼保がそれぞれの財政事情を抱えていること、さらに核家族世代の子育て不安など在宅子育てにも支援の必要性が緊急課題になったことが総合施設構想の背景であろうと考えられる。

2. すこやか園の誕生―幼稚園・保育園の出会い―

品川区二葉すこやか園は、平成14年9月1日区立二葉幼稚園の空き保育室2室に同二葉つぼみ保育園を開設したことにより誕生した。幼稚園児（4、5歳）140名、保育園児（0～3歳）43名を収容する区内では比較的大きな施設である。自治体のトップである区長の強力なコンセプトのもと、新しい試みとして注目された。しかし、まずはタテ割り行政の壁の厚さとこれまで幼保が全く違う枠組みで進んできたことを、改めて実感させられることとなる。まずは、二葉すこやか園は教育委員会が管轄する施設となり、運営が軌道に乗り始めた。しかし、次の大きな課題は職員の連携である。生

活を間近にすればするほど、驚きと戸惑いの毎日、同じ区の施設でありながら、相互理解はゼロからの出発である。12時間開園の実情では、思いがけない事態や考え方の相違も生じる。そのような中で、これからの保育方針や理念、そして職員の園内研修の体系を模索した。乳幼児期の学びの芽生えに着目した事例研究を園内研修の中心に据え、改めて0歳～6歳の子どもの発達の連続性を職員全員が確認をしながら、保育の環境構成と子どもへの援助を形にする作業プロジェクトを並行して進めた。

また幼稚園は、まったく経験のない「給食」そして「預り保育」という長時間保育の制度も同時に出発をした。それには保育園の長年のノウハウが大いに役に立つ。保育園では、改めて日々の保育の考え方や研究・研修の手法を幼稚園のノウハウから学ぶことになった。幼保一体化施設の立ち上げは、開設直後からこれまでの幼稚園･保育園それぞれの経験だけでは、現実には進まないことが明確になった。それはとりもなおさず、両者が「子どもにとって最善の保育を提供する」ことを共通の目的に、幼保を超えて相互に学びあう姿勢を大切にしながら連携をしない限り、実現しないことを実感させたのである。

3. 幼稚園・保育園の壁を超えて

しかし、ここまでに至るには毎日を一緒に暮らす中での多くの気づきや認め合いの積み重ねがあればこそである。お互いの経験だけでは思いもかけない事態も起こる。「煩雑」と思われることも生じる。確かに子どもにとっては、幼保が統合することなくそれぞれの役割で存在するほうがよいのではないかという意見もある。しかし、現在の幼稚園・保育園が、同じ子どもでありながら異なった保育内容で良いのかという疑問もある。それは幼稚園・保育園だけの経験では見えてこない。考えれば当然のことなのだが、幼稚園のカリキュラムには「生活習慣」に重点はない。あくまで家庭の領域だからである。言い換えれば、家庭が本来の機能を充分に果たしてこそ幼稚園の機能が生きることになる。保育園にはもちろん「家庭の補完」という役割があるため、基本的な生活習慣の自立を目指して0歳から指導を行う。しかし、幼稚園では小学校の教科につながるような遊びにおける子どもの学びについての考察が深く、教材研究や環境構成・援助の方法についても研究・研修の蓄積がある。これは幼児の教育専門施設（学校）ならではの良さである。もちろん幼稚園以上に内容の充実を図っている保育園もないわけではないが、長時間子どもが保育されている状況では研究や研修に割く時間が現実問題として少ない。保育サービスを多様にこなしていく中ではますます困難となる。この点については、幼稚園の実践の蓄積に学ぶことが有効ではないかと考えられる。また幼稚園4歳入園時に紙オムツが外れていない子どもや箸使いのできない子どもを見ると、在宅子育てへの支援が緊急課題であり、幼稚園においてもいままで必ずしも必要ではなかった家庭支援が求められてきていることを実感せざるを得ない。その点、保育園には多様な家庭に対応してきたノウハウがある。幼稚園は逆に家庭支援のさまざまなアプローチを保育園から学ぶことになろう。このようにお互いの弱点を補い合うという発想に立てば、幼保一体化に大きな意義があるといえる。

二葉すこやか園の園内研究の大きな特色は、幼保交流研修である。幼保それぞれの職員が、立場を変えて一日保育を行う。子どもの様子、保育の流れなどを詳細に見ることで、お互いの保育を理解できる。連携は相互の理解抜きにしては成り立たない。幼稚園では保育園では保育はこのように進められているのだという、職員一人一人の気づきと実感があってはじめて連携の出発点に立つことができる。幼保を超えて、改めて0歳～6歳の子どもの発達の姿を確認し、環境構成

や保育者の援助についての課題を共有しながら、事例研究という現場ならではの方法で園内研究を進めてきた。それが「すこやかカリキュラム」作成の基礎になっている。

幼保を超えて、保育者としての共通認識がまず第一歩である。今までの自分の経験はひとまずリセットし、めまぐるしく変わる社会情勢と保育に求められるものを見極め、新しいものを生み出すには園内研究・研修のあり方が大変重要である。また、園長や副園長、主任といったリーダーの存在も相互理解には大きな役割を持つ。リーダー自身が、幼保の出会いの意義を充分に理解し、前向きに取り組んで行くことが職員の意欲につながる。

4. 求められる乳幼児教育と家庭支援

多様な保育ニーズに対応することを要求される保育園では今、保育事業の拡大が急ピッチで進んでいる。病後児保育、一時保育、休日保育、夜間保育など多様な保育メニューも増え、保護者にとっては有り難い状況ではある。子どもを持っていても仕事を中断することなく、「家庭も仕事も」手に入れられる状況があることは、確かに望ましいことである。しかし、保育園の保護者でも子どもの生活に全く無関心であったり、勤務に関わらず少しでも長く子どもを預けたいと考える保護者もいる。また、保護者の勤務状況が厳しいままであることから、結果として長時間保育の子どもが増えているのが現実である。都市部においては10時間以上の子どもも数多い。育児休業も普及してきたが、乳児期から長期間また長時間保育園で過ごす子どもが多くなっている。家庭の補完をしなければならない保育園の役割も、保育が長期間に渡れば、補完では済まなくなる。こうした状況で、ただ子どもを預かるだけでは子育て支援にはなり得ない。保護者の就業支援にはなっても、子どもの発達に必要な援助にならなければ、子育て支援になったとは言えないのではないか。今改めて、「子どもにとって家庭とは何か」「家庭教育とは何か」という根本的な問題を考えずにはいられない。家庭の子育ては、子どもの人格の基礎を築く仕事であり、その仕事が親を親として成長させる。家庭の中で、洗濯は洗濯機が、調理は電子レンジがするが、子育て機だけがない。保育の現場が、親にとって便利な子育て機になることだけは避けなければならない。

経済的な豊かさの中で核家族化が進行し、家庭の中でも個人レベルの快適生活が追求される。それぞれが自由な生き方を求め、自由な生活をしたいと願うのは無理からぬことかもしれないが、家庭とは本来不自由なものである。夫婦・親子が協力しあい、その不自由さを克服してこそ絆は生まれる。小さな者、弱い者を守り育て、時に干渉し壁となり子どもはそれを乗り越えて自立し、「守り育てる」者になる。家庭の根底にあるものは、不自由を越える愛情に他ならない。保育者には毎日の保育を通して、不自由であっても子育てには大きな喜びがあるのだという重要なメッセージを親に伝えて行く役割がある。

保育事業が拡大し、保育現場では多様なシフト勤務をしながら、非常勤や派遣職員など多様な関係の中で、苦労して保育サービスを提供している。しかしながら、やればやるほど疑問も湧いてくる。これで良いのか、子どもにとってこの事態はこのままで良いのかと。保育者はみな少なからずこのような思いを持っていながらも、忙しく毎日の保育を維持することに精一杯である。

幼稚園の中に新しく出発する小さな保育園の責任者（保育長）として着任が決まった時、家庭を、親子の絆をつくることを大事にした保育を、家庭支援をやりたいという強い思いがあった。また幼稚園の子どもたちが、短い保育時間の中で集中して意欲的に活動に取り組む姿を見て、幼保が出会うことによって生まれた新

しい時間の流れにふさわしい長時間の保育を考えなければと思い至った。そのような問題提起が、「二葉つぼみ保育園」の保育方針となり、園内研究のテーマになり、職員の共通課題ともなって、二葉すこやか園の歩みとなってきたことを今、実感している。

5. 保育者の専門性と責任

保育者が子どもの保育だけを仕事とした時代はすでに過去のこととなり、家庭や地域をも支えることが、保育者の役割となった。それは子どもを取り巻く子育て環境を調整し、子どもにとってより良いものとすることである。子どもと子ども、子どもと親、親と親、子どもと地域、親と地域それぞれをつなぐ役割もある。これらの人間関係を調整することが保育者の仕事であり、重要な専門性である。しかし、その仕事はますます緊急かつ困難になる一方である。子育て支援先進国のカナダではすでに1980年代初頭から「子育て支援に1ドルをかけ惜しめば7ドルのツケとなって様々な問題が起きる。」と言われているという。今日本という国が、未来の国づくりを展望した上で、教育や子育て支援を重要課題に考えているとは到底考えられない。目先の処方箋だけでは、少子化は止まらない。展望をまったく持てない今の状況ではあるが、すべての保育者が、いままでの自分たちの実践を振り返り、足りなかったものは何か、変えていくべきものは何かを改めて考え、課題を共有化する努力が必要である。実践の蓄積を伝え合い、足りないものを補い合い、乳幼児教育の重要性を発信し、社会に理解と具体的な国家的対策を求めることが緊急課題である。

幼保一体化や総合施設も論議されるが、子ども側の論点でなく、際限のない規制緩和論議になっていくことや、形式や手法のみが取り沙汰されてしまうことがあまりにも多いと感じる。保育者として、乳幼児教育・家庭教育の重要性を世論に訴えてこなかったことに責任を感じざるを得ない。自分たちの保育に誇りを持ってやってはきたものの、それは自己満足に終わっていたのではないかという反省もある。

しかし、この子どもにとっての社会的危機状況を変えることを現場の保育者だけに期待するのは無理がある。児童の最善の利益を守るためには、研究者も含め保育に携わる大人全てが、この危機に緊迫感を持って取り組む必要があると考える。例えば、研究者の立場からは、家庭教育の重要性を社会が納得するような形で発信すること、最新の研究成果を確実に現場に伝えること、また現場の保育者からは家庭で応用できるような保育の技術を、理論と共に家庭や地域に分かりやすく伝えて行くことなどができるのではないか。また行政やNPO団体などとも連携し、地域の状況・情報がすぐ把握できるようにしていくことも今後重要になってくるのではないかと思われる。

21世紀のキーワードである「共生」は、お互いを知ることから始まる。欠点や弱点を認め長所を生かしあってこそ、新しい時代を切り拓いて行くことができる。幼保にあっても同様である。必ずしも現在の形のまま共生にはならないかもしれないが、新しい形にあっても、子どものための教育のあり方を新たに生み出すこと、子どもが健やかに育つことができる社会にすること、それが保育に携わる全ての人々の責任であり、重要な課題である。

引用・参考文献

文部科学省中央教育審議会答申（2005）
『子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた
今後の幼児教育の在り方について』
ジャニス・ウッド・キャタノ（2004）『完璧な親なんていない』
三沢直子監修　幾島幸子訳　カナダ生まれの子育てテキスト

キーワード：総合施設

就学前の教育・保育を一体として捉えた、一貫した乳幼児教育施設（幼稚園保育園の機能を併せ持ち、在宅幼児のケアも含めたすべての就学前乳幼児のための施設）。

特集 少子社会における子育ち・子育て支援

先進的取組み事例

児童家庭支援センターの取組み

麦の穂学園 園長 横川（よこがわ） 聖（きよし）

1. はじめに

日本の人口動態も2005年がピークと言われてきて、特殊出生率が1.29人といった状況の中、少子化に歯止めがきかない現状である。こうした状況下でも児童養護施設や乳児院に入所してくる子どもは増えている。児童虐待件数もここ10年間で10倍以上になり、子どもや家庭にとって厳しい状況が続いている。ここでは、平成11年より児童養護施設に付置した児童家庭支援センター麦の穂の取組みを紹介しながら、地域においての子育て支援について述べる。

児童家庭支援センターは、社会福祉法第2条3項2の第2種社会福祉事業として国と県の認可を受けて実施している。

・電話相談・訪問相談・来園相談

子育てや家庭の心配ごと、子ども自身の悩みなど、家庭と子どもに関する相談を、心理相談員、ソーシャルワーカー等専門のスタッフが一緒に考える。

必要に応じて福祉・関係機関を紹介したり、連絡調整を行う。また非行防止・虐待防止にも力を入れる。

・子育てサークルや趣味の活動等への支援

相談室、会議室、子どもが遊べるプレイルーム、調理などに使える多目的ルーム、その他宿泊設備を整えサークル活動の支援や居場所の提供を行う。

・地域交流・青少年健全育成事業

地域の子ども達や親を対象とした創作活動、交流活動等様々な季節の行事などを行う。

・一時保護事業

保護者の病気や出産等での入院、またさまざまな事情で一時的に子育てが困難なとき、また配偶者等からの暴力を受け、行き場がなくなった女性や子どもを短期間預かる。

その他、地域ネットワーク活動、広報活動、講演会、学習会の企画実施等を行う。

2. 子育てサロン

子育てサロンは、主任児童委員が中心となり、広報活動を行い、若い母親が子どもを連れて集える場つくりをしてきた。多くの場合女性は知らない土地に嫁ぎ、新しい人間関係が生まれる。身近に友人や気軽に相談できる相手がいるとは限らない。子どもができ、母親となり子どもを通して初めて地域の中での人間関係ができてくる。若い母親は子育てについての情報を多く持っていても、それが自信につながるわけでもなく、逆に情報に振り回されることも多い。同じ悩みを抱えた人たちと出会い語る中で、子育てに悩み苦しんでいるのは自分一人ではなく、周りの多くの人が同じような悩みや苦しみ、不安を持っている事がわかるだけでも落ち着ける。それが指導や教育ではなく同じ立場で語り合うことで癒される機会となっている。毎週同じように顔を合わせ

る事が出来ることで、仲間ができ勇気づけられる。

また時には保健師に来てもらい、子どもの健康面の把握や、保健衛生に関する指導も専門家の立場から指導してもらう機会を設ける。子育てに自信のない母親は、子どもの咳一つを心配し、湿疹一つが気になる。このように専門家の助言指導が必要なときもある。こうした取組みは、母親の子育てに対して家や地域においての孤立を防ぎ、育児に対するストレスを軽減させ、元気な母親になってもらうよう援助している。このような機会を利用してもらうことにより、子どもに対しての虐待を防ぐ上で大きな効果があると思われる。台風で暴風雨警報が発令されたある日、子育てサロンは急遽休みにしたにもかかわらず、場所の提供だけでもお願いしたいとの申し出があり、多くの母親は支援センターに集まり、情報の交換とひと時のくつろぎを感じて帰っていった。このような機会を必要としているのである。

しかし、子どもの虐待が起こる家庭は、こうした子育てサロン等に積極的に出てくる社交的な母親や家族のもとではなく、どちらかといえば地域の中でも孤立しがちな家庭が多い。自分から積極的に人との関係を深める事が出来ないばかりではなく、周囲からの助言や支援が生かせなかったり、逆に拒否してしまう家庭が危険である。そのため保健師と連携し検診に出てこない家庭に対して、情報把握のために家庭訪問をし、その中で子育てサロンの存在を伝え、孤立を防ぐ取組みをしている。

3. どんぐりクラブ

このどんぐりクラブは、毎月第3土曜日に小学生を対象にした遊び場作りである。学校が完全週休2日制となり、小学生の休日の過ごし方をサポートするために実施しているものである。年間計画を立案し参加者を呼びかけ、時には地域の人の持っている専門技術を活用しながら実施する。例えば手作りパン作り、竹とんぼ作り、ボディペインティング、大きなシャボン玉で遊ぶ等、こうした活動は、毎月20名程度の参加者があり実施している。

現在の子ども達の遊びといえば、テレビやゲームパソコン等、人と人とのふれあいを通した遊びが減少してきている。子どもの世界も忙しく、塾や習い事等自由に遊べる時間や場所が限られている。公園も子ども達が安心して遊べる場所にはなっていない状況がある。子ども達も遊び方を知らない、また遊びの楽しさを知らない子どもが多くなっている。この取組みは、手作り、体を使う、協力する、そして何より楽しい内容にする事を目的とし、こうした遊びを通して創造力や生活意欲を高め、思いやりや優しい心をはぐくむ機会としたいと願っている。人と人との関わりが少ないところには思いやりは育たない。一人でする遊びは自由気ままな喜びはあるが、同時に孤独である。このどんぐりクラブは一緒の遊びを通して課題を共有する中で、お互いのふれあいの機会と仲間作りの機会となっている。

4. ネットワーク会議

児童家庭支援センターができてから、市町村で行われる虐待ネットワーク会議に参加する機会が多くなった。それぞれ市町村の医師や警察、保護司、民生児童委員、主任児童委員、教育関係者、児童相談所の福祉司等と会議を持つ。各地域における子どもや家族に関する問題点を話し合う中で、親子関係、大人同士の関係、地域社会との関係等の問題はどの地域にもあり、それを知る機会となる。その中で各地域での問題発生に対してある程度アンテナは張れていると感じられるが、その問題が発生したときの対応の仕方がわからない、また地域においての人間関係を崩したくないという気持ちが働いている。し

かしネットワーク会議を通して実際に顔をあわせて話し合うことにより連携が取りやすくなる。現代社会は人と人との関わりが希薄になってきている。家族の絆も弱くなってきている。虐待等の問題のある家庭に対して、家族だけの指導、助言では子どもを守りきれない状況である。そのために地域内での関係者の連携が今後ますます必要になってくると思われる。児童家庭支援センターは地域との調整役、コーディネーターとしての働きをしていく必要がある。

5. 一時保護事業

児童家庭支援センターの取組みの一つとして、子どもの緊急一時保護やDV被害の母親の保護がある。県下には女性相談センターが1カ所しかなく、緊急に女性や子どもの保護が必要となったとき、それが土日や祝祭日であったり、深夜である場合には遠隔地まで連れて行く事ができないため、児童養護施設に付置する児童家庭支援センターは24時間、365日対応できるということで活用される。夫や配偶者からの暴力を受けて着の身着のままで警察や福祉事務所に保護された後、短期間の利用であるが、心も体も傷ついてくる人に対して安心して休める環境作りを心がける。それは場所の提供のみならず、利用者は自分の今までの苦しみと今後についての不安があるため眠れないことも多くあり、話をきいてもらいたい人もいる。そんなときは直接関わることもある。相手の事を思い親身になって関わるわけであるが、時にはその事が本当に家族支援につながっているか疑問を持つ場合もある。保護した女性の家庭の状況がわからないので、女性の訴える事を信じて関わるしかないのだが、夫と離婚したいが妻のほうに非があるのか、暴力を受けているという訴えをすることで、公的な機関を利用して、夫から離れようとしているのではないか、こちらが保護することにより、かえってその家の夫や子どもに対して不利益を生じさせてしまっているのではないかと判断に苦しむときもある。単なる便利な機関であってはならないようにしていきたい。

6. 学童保育への支援

地元にある800人規模の小学校の学童保育所は、そこを利用する子どもが100名を超えるようになった。児童家庭支援センターとして地域の子ども達の様子を知ること、気になる子どもや家庭について学童保育所の指導員と連携して支援していくために、週一回「子育て相談日」を設け、支援センターの出張業務として親と話をしたり、実際に子どもと関わる中で、子どもや家庭の状況を把握することに努めてきた。ここの学童保育所は民設民営で運営され、それまでは指導員と保護者が協力して今日まで運営されてきた。しかしそうした中で規模も大きくなり組織も肥大し、指導員と保護者との間に意思疎通が難しくなり、結局16年間その学童保育所を支えてきた3人の指導員が辞めることになった。このことによって、指導員と共に学童保育所を辞める家庭、保護者会のやり方に賛同する家庭、賛同はしたくないが仕事を辞めるわけにはいかず学童保育所に残る家庭等、地域が大きく揺れ動いた。現在ある学童保育所の保護者会のやり方や新しい指導員に子どもは預けたくないが、仕事を辞めるわけにもいかないといった悩みの相談が支援センターに多く寄せられるようになった。そこで急遽、児童家庭支援センターを中心とした放課後児童健全育成事業として、半年間を期限に学童保育的なことを実施することにした。建物は児童養護施設の友愛ルームを活用し、職員は基本的には児童家庭支援センターの職員が行うが、法人全体で支える体制を作った。このことは仕事を

もつ親には大変喜ばれた。この事業を通して核家族、夫婦共働き、両親の離婚、片親家庭、祖父母に育てられている家庭が多いことに気づくことになった。急場しのぎで取り組んだ事業ではあるが、地域のニーズはそれ以上のものがあり、とても児童家庭支援センター独自の取組みでは対応しきれないこともあり、新たな学童保育所を設立する要望が強くなってきた。もともとの学童保育所も決して適正規模ではなかったこともあり、設立準備委員会を立ち上げることになり、その活動を支援することになった。学童保育所は第2種の社会福祉事業であるが、公設公営、公設民営、民設民営といったさまざまな形態があり、その制度や予算も非常に貧弱なものである事がわかった。子どもを取り巻く環境の整備や子育て支援、また女性が安心して働ける社会をと叫ばれ、次世代育成支援計画等が出されているが、そうした社会を実現していくにはまだまだ声をあげていく必要がある事を実感した。こうした学童保育所との関わりをもつことは、子どもや親の状況を把握する上でも、家庭崩壊を防ぐ意味でも大きな役割を果たしていると感じる。

7. おわりに

児童家庭支援センターが果たすべき役割として、現在実際に起こっている虐待や家庭における問題についての対応も重要なことであるが、家庭が大きく崩れる前に手を差しのべ、未然に防ぐ予防的な取組みの重要性を感じる。児童福祉法の改正により、軽微な児童相談の窓口に市町村の福祉事務所の果たすべき役割が大きくなってきた。しかし相談援助を行う職員の状況は市町村によってかなりの格差があるというのが現状である。子育て支援をしていく上で、市町村との連携を密にして質の向上がはかられるよう努力していきたい。

また不登校の問題が年々増加する傾向にある。その理由はいじめ、引きこもり、PTSD等いろいろあると思われるが、家庭内だけで解決していくことが困難な状況もある。今後児童家庭支援センターが児童のデイケア的な取組みや、フリースクールのような学校には行けなくても、子どもが家庭に引きこもるのではなく、児童家庭支援センターに通ってくるというような、居場所の提供も考える必要があると思われる。地域のニーズを掘り起こし、地域と密着した取組みをしていく事が必要である。それは児童家庭支援センターのみが取り組んでいくのではなく、地域の物的、人的資源に対してしっかりアンテナを張り、活用していく事が大切である。児童福祉のセンター的な役割を担っていく必要がある。

キーワード：フリースクール

学校を取り巻く問題として、学級崩壊、不登校、いじめ、引きこもりと、その問題は実に深刻である。フリースクールとは、その名のとおり民間団体がおこなう「自由な学校」であるが、いわゆる不登校児童生徒の通う学校の選択肢として注目されつつある。

先進的取組み事例

地域三世代 子育て支援などの地域福祉

特定非営利活動（NPO）法人びーのびーの事務局長 原（はら） 美紀（みき）

1. 商店街内の小っちゃなひろばで…

平成12年（2000年）4月、おやこの広場びーのびーのは横浜市は港北区、のとある駅から歩いて2分の商店街内に産声を上げました。それまでの横浜市には児童館がなく、乳幼児連れの親子が日常的に通える場所はありませんでした。そこでそういった場所を、今子育てしている自分たちにぜひ欲しい！と強く思った親たちが立ち上げたのが、0歳～3歳までの乳幼児とその親たちがもう1つの家として集える「ひろば型子育て支援施設」だったのです。

特徴的なのは、毎日やっていること（常設である）、いつ行っても自分のことを、そして自分自身もよく知っているスタッフがそこに居てくれること、子育て当事者が運営の根幹を担っていること、そしてNPO法人が運営していること、などです。

朝の9時半から夕方は16時まで、平日ずっと開設しています。少子化による子育て支援の必要性が昨今広く叫ばれるようになる少し前の立ち上げでした。子育て施設と言われると、それまでは幼稚園・保育園もしくは一時託児施設などがイメージつき易いものでしたが、このように、親の就業の如何を問わない、広い意味での在宅での子育てを、「家庭での育児を社会化する、応援する場所」として生まれました。親と子で過ごす時間をより豊かに、より楽しくするために。そして地域への足がかりをつける場所としての機能を、多くの人たちと出会い、支え合い、認め合い、育ち合える空間をめざして今まで約6年間、びーのびーのは開かれてきました。

1日に平均約15～20組の親子が来ます。そしてそこにはスタッフだけでなく、子育てサポーターさんと呼ばれる子育て経験者やそれにとらわれないさまざまな方々、これから子どもを産み育てる世代である学生さんなど、数多くのボランティアさんが日々訪れています。またボランティアさん達や子育て当事者だけでは立ち行かない部分を、立ち上げ当初から専任のアドバイザーの諸先生方に、特に保育の専門分野や相談分野の部分で幅広く関わってもらっています。子育て当事者自身が「必要なモノを自分達で創ってみよう！」と手探り状態で始めたこの活動でした。が、こうして多くの賛同者やボランティアの担い手、自分たちの「やりたいこと」を尊重して貰いながら優しく牽引してくれる指南役の方々に多くの示唆を受けながら、活動の輪を広げてこられたことが今大きな産物になっています。

現在、こうした形態の場所は、「つどいの広場事業」として全国市町村に約500カ所に広がっています。

2. 多くのひとたちの関係性の中で大切にしていること

この広場を支えていく上で、今までびーのびーのが大事にしていること、自然発生的に生まれている雰囲

気、環境づくりの取組みがいくつかあるので、整理して挙げてみます。

①とにかく話し合うこと

全員がほぼ子連れスタッフでありながら、この時間を捻出するのは本当に大変です。走りながらの活動においてでも、とにかく疑問点や不安な点をお互いがフラットな関係で話し込むことを大切にしています。事業を生み出す時、制作物を完成させる時、プログラムを施す時、どんなことを大切にしているのか、自分なりのそこへのこだわりはどこにあって何でそうなのか、をとことん出し合うことです。そのプロセスにおいてお互いの違いを認め合い、学び合っていける関係づくりを目指しています。

②正解を出さない…

前述の話し合いにおいても、ひろばの振り返りの場面（日誌に基づく１週間のミーティング）等においても、参加者の価値観の違いはありつつも、誰かが誰かに正解を出さないこと、を大事にしています。お互いが当事者意識を持って懸命に努力し、知恵を出し合う営みに、カリスマ的に誰かが一方的にその是非を下したり、判断するのでなく、お互いがお互いを肯定し合い、高めあっていくことを大切にしています。皆が個々に、「自分にとっての…」を存分に投影できる、自分にとってのびーのびーのであり続けることが、スタッフ自身を元気にし、かつ通ってくる利用者である会員親子を元気にすることにつながっているような気がしています。ただしこのような営みにおいては、当事者同士だけでなく、ファシリテーター役※の専門スタッフが介在してくれていることが多くの場面で必要です。

③プログラム化しない空間づくり

日常的に毎日開かれている場をやりたかったのはここにあります。ポイント的に時間や場所を間借りするのではなく、家庭でやっている子育てがこの場でも実現できる環境を保障することが大事だと思われます。そういう観点からすると、昼寝もOK、ボーとするのもOK、とにかく日常に根付くためには数多くのお楽しみプログラムを実行するのにスタッフが大変な思いをするのではなく、どうしたら一人ひとりがより主体的に、くつろぎ安らげるのか、その空間づくりを共に創り出す営みがどう実現できるのか、そのことをまずは大事にしたいと思っているのです。

④固定化しない運営と関わり

市民活動として、なかなか安定的なものとして確立しにくい活動にあって、関わる人の意識も立場も毎年変わります。自分のライフスタイルに応じて、節目ごとに今の自分の関わりはどうなのか、次年度どういう形でびーのびーのを守っていきたいか、などを基本的には「選択制」にて選んで関わってもらうことをしています。多くがボランティアであり、気持ちで動いて

いる分、その原点は大事にし、自分で決めて関われることを尊重したい、そしてその働きについては見直し振り返り、調整していくことができる柔軟な雇用や関わりをこうした地域活動で見出したいと思っています。

⑤スタッフ自身が守られ、開かれていること

日々たくさんの人が訪れ、往々にして人が人に向かう活動において、ともすれば対、利用者に対してどう接すればいいのかをスタッフは日々悩むことが多々あります。そのためには寄り添う自分がこのスタンスでよいのかを確かめ合う場が絶対的に必要です。が、それが出来うる自分であるがためには、まず一緒に支えているスタッフ自身がどれだけスタッフ同士によってまた団体全体によって守られているか、はとても大きなことです。

「それでいいんだよ」「そんなのもあるよね」とスタッフ自身が肯定し合い、受け入れられている実感があってこそ、活動への自信と安心が生まれ、第三者の利用者に十全に向かえるのだと思います。

⑥次世代の循環が活動の中でできること

私たちのような小さな地域での活動を１つの芽として、ぜひ子育て当事者が次の当事者を支えるという循環を起していきたい、と思っています。新スタッフとして毎年名乗りをあげてくれる人のほとんどが、利用者である親たちです。子どもの年齢がある意味卒業を迎えても、親としての立場である世代が、びーのびーので受けた恩恵を次の世代に伝承していく、しっかりサポートを受けた人たちはその支えられ感への感謝と絆を次につなげていくという意味において、新たな形の地域活動を生み出す原動力にもなるでしょう。

⑦自分たちのやっていることを開いていくこと

こうした市民活動や地域活動の運営においてはよく「自動車の両輪の視点が大切だ」と一般的に言われています。びーのびーのも立ち上げてから常に、「ひろばの環境づくり」とそれを「支える運営への取組み」は双方バランスを見て取り組んできました。原点として大切なのはあくまでも中身でありながら、子育て真っ最中の当事者として今何を必要としているか等を確かな発信として、制度政策へつなげていくことが大切だと思っています。仲間うちだけでなく、広く求められていることを伝えるについては、自団体だけでやろうとせずに、区内・市内・県内・全国とそれぞれにネットワークを組みつつ試みています。

こうして挙げてみるとまだまだありそうです。ただどれについても共通に言えることは、総花的にやるのでなく、スタッフの個性特性を存分に活かしているということ、それぞれの裁量で力点を調節しながら、形作られてきた点が結果的にびーのびーのの強みになっているようです。

3. 地域のための地域による福祉を考える

横浜市も現在「地域福祉計画」を全市計画と各区18区とを並行に作成中で、年度末もうあと少しで全体像が素案として出される時期にあります。

びーのびーのも子育て分野としてその策定から承認の場までの参画を当初よりしてきています。

「福祉を語る」においては、より近接した地域に戻れば戻るほど、共通のテーブルについて存分に議論し

合うのは難しいと感じることが多いのが実感です。総論ＯＫ各論反対が顕著に出る部分もあるでしょう。やはり活動の上においても常に地域＝町内会・自治会という固定概念が強く根付いていることを感じます。

そうした中において少なからずも真の当事者性を持って、分野ごとに地域をつなげていく立場の人たちが増えてきているようです。地域福祉を推し進めていくについてはまずは「小単位」（よく使われているのが中学校区）であり、かつ「多様な立場が同じテーブルにつく」こと、そしてその「コーディネーター」が不可欠であることの3点がキーポイントになってくるのだと思います。

びーのびーのの切り口は、分野で言えばあくまでも子育て支援ですが、開いてみればそこには常に三世代いえ四世代（高齢者―親―学生―乳幼児）が交わる新たな地域交流の場となっています。地縁血縁にこだわらない、新たな関係づくりができる場として、地域福祉を決して概念的理想論から入らずに、足元でできる具体的メニューづくりで開いていく作業です。地域福祉には、これからはもっと行政の縦割り機能と市民活動である横割り機能を縦横に張り巡らせて語り合うことが求められています。

4. これからの子どもたちに残せるもの――私たちの挑戦

失われた子育て環境や現在の子育て環境を嘆き、警鐘を鳴らすだけでは何の変化も前進もないと思っています。子育て中の親子に家庭に今何が求められていて、何を伝えていきたいか、そしてそれらを対峙・対象として施すだけでなく、常に「共に考える」立場として輪の中心に入ってきてもらうことが必要だと思います。対象化しない、どんな立場でも寄り添い、創り出す仲間として子育て環境のボトムアップが結果的にできることが私たちの挑戦であるかもしれません。

さまざまな課題、やり残し感も多々ある未成熟な試みでもあります。でもそのままの形で受け入れてくれる、より緩やかで優しさのある社会の実現を次世代には願わずにはいられません。

びーのびーのに来る親たちの多くは、子育てに喜びを感じながらも疲労を感じています。それは単に子育ての疲労だけでなく、子育て世代を育む社会への疲労だと実感します。子どもを持って初めて向き合う自分、気づく夫婦感、将来への展望、自身の親への気持ち、新たな友達づくり、有形無形の環境への配慮…自分自身の子育てを振り返っても、新たな自分に気づき成長していく子育ての醍醐味は認めつつ、多くは不安と疲労と第三者に迷惑をかけないようかけないよう、四方に謝辞を述べながら、親子で萎縮している気がしてなりません。

「迷惑かけたっていいよ！完璧でなくてもいいよ！私たちが支えるよ！どんなあなただって認めるよ！」って、第一子初めて子育てに向き合う親子に存分に言ってあげられる環境が至るところにあったらどんなに救われるでしょうか!? 前述したようにこうして支えられた人は、確かに次の人を支える担い手になるはずです。

私たちびーのびーのはこうした営みを小さなひろばで大きな声でよりたくさんの親子に伝えていきたい、と願っています。

※ファシリテーター＝グループやチーム内で新しいアイデアや問題解決が図れるように導くこと。

キーワード：子育て支援

子育て当事者自身が課題をもって、福祉をサービス化せず、自らの必要なものを創り出していく力を育む支援。これを地域力として発信し、三世代交流など失われた環境を再生していけるような支援を具体的に親子、つどいの広場で実現している試み・事例。

特集 少子社会における子育ち・子育て支援

先進的取組み事例

親の育ちを支える情報ネットワーク

多摩市役所子ども青少年部子育て支援課 主査 鈴木久美子（すずきくみこ）

1. はじめに

今日の急激な社会変化によって、子育ての環境はいかに変わり、親が親であるために何が求められるようになったのだろうか。

わが勤務先の目前に広がる多摩ニュータウンは、昭和40年代半ばに入居が始まって以来、わずか30年余りの歴史しかない。旧来の地縁に乏しいこの地域では、匿名電話による「泣き声通報」が後を絶たない。

昨年から次世代育成支援対策推進法が施行され、「子育ち・子育ての支援」は国をあげての社会的ミッションとなった。その現在、子育ての社会化と並行して、子育ての一義的な担い手である親の“ちから”をはぐくむための取り組み、すなわち「親育ち」の支援が欠かせない。

本稿では、教育行政在職時において私がかかわった親育ち支援の事例、そして、自主的な実践研究から「子育ての情報ネットワークにおけるインターネットの活用は、乳幼児を育てる親たちの意識や行動の変容にいかなる影響を与え、子育ち・子育ての支援に供するか」との課題に対して接近を試みた、「みんなで子育てメーリングリスト」の実践事例を中心に、情報ネットワークと親の育ちについて考察してみたい。

2. 公的な「たまり場」の必要性

10年ほど前に私は、社会教育行政で家庭教育支援の担当を務め、そして、乳幼児のいる親向けに遊びの研修会や、親の仲間作りの場である「井戸端会議」を事業として受け持っていた。同時に、子育てサークルや地域の子育て施設に関する問い合わせに対応することもあった。

そんなある時期、電話での問い合わせに「異変」が感じられるようになった。

「引っ越してきたばかりで、近くの公園を見回してもお年寄りばかりで子どもが遊んでいる公園が見つけられないんです。どこの公園に親子がたくさん来ているのか、教えて下さい。」

「公園にグループができてしまっていて、子どもを連れて遊びに行けるところがないんです。市でやっているサークルみたいなものはありませんか。」

子育て情報を求めていた電話は、いつしか孤立しそうな母親たちからの切実なSOSになっていた。

親たちが初めての子育てをするとき、当時そこには地域の仲間と知り合うための通過儀礼として、「公園デビュー」が待ち構えていた。近所の公園でデビューに失敗してしまえば、少々遠くても他の公園でデビュー戦に臨まなければならず、それは消極的な母親にとって重いプレッシャーとなった。「子育て広場」が支援策として確立されていなかった当時、公園からドロップアウトした母親は、行き場を失い、孤立した。

そこで、私は公園ドロップアウト後の親子の受け皿

を作ろうと、「井戸端会議」の定番だった、“参加した親子のうち、半数が親だけで学習室に移動してテーマ討論を行い、残りの親が全員の子どもたちを保育室で保育し、1時間ずつで親が役割を交代する”というスタイルから、「屋根のある公園」と同様なスタイルのたまり場へ転換した。すると、古い公民館の小さな保育室は転入間もない親子で溢れかえった。口数の少ない母親が他の親子と話せ、仲間づくりが成功できるよう、私なりに声かけのタイミングをうかがったものである。私自身も当時は、幼い子を育てる立場であったことによって、参加者たちとピアーな関係を築くことができていた。そのことが、場の安心感につながっていたのだろう。

「井戸端会議」とのかかわりを通して、子育てを支える親の仲間づくりにおいて認識されたことは、①公的なたまり場　②適切なファシリテーション　の2点が重要だということであった。

3. インターネットを活用した「たまり場」の実践

毎回の「井戸端会議」が部屋の定員一杯までになると、ある母親が自主的に公民館を使ってサークル活動をしたいと切り出してきた。私が公民館の団体登録の方法や、施設予約の方法などを具体的に教えると、「井戸端会議」で知り合ったグループは、自らサークル活動を始め、事実上「独立」していった。

当時、巷ではパソコンが普及し、インターネットが脚光を浴び始めていた。ある日、子育て関係の情報を検索すると、一人の保健師が個人開設する子育て支援のサイトに出会った。そのBBS（電子掲示板）では、顔も本名も知らない仲間たちと励ましあう親同士の関係が、子育てをテーマにもつネット・コミュニティとして形成されていった。

当時、ネットワークを用いたコミュニケーション手段は、BBS、チャット及びメーリングリスト（以下ML）程度の選択肢に留まった。

しかし、この10年で情報アクセスの利便性は飛躍的に向上し、インターネットアクセスの手段の中心は、ナローバンドからブロードバンドに移り変わった。さらに、高度な機能のコンピューターも安価で手に入るようになり、携帯電話からもメールやwebサイトの閲覧ができるまでになった。こうした動向は、インターネットユーザー人口を爆発的に増加させ、そしてホームページやMLのほかにもコミュニティ・サイトやブログなどの新たなツールが無料コンテンツとして普及をみせた。

ITの進展によって、ITに関する専門的な知識をもたなくとも簡単な操作でwebコミュニティを開設できる環境が整うことにより、共通のテーマをもつ世界中のユーザーは、互いにコミュニケートすることが容易となった。

ネット・コミュニティではハンドルネームやIDで互いを呼び合う匿名性が特徴的で、匿名であればこそ個人的な相談ももちかけやすい利点がある。そこで、私はインターネットの利点を生かした子育て支援の方策を探るため、BBSの延長上に子育て支援のMLの展開を考えた。子育て支援サイトの管理者である保健師と、研修や関係MLで知り合った社会教育主事など数名が一同に会して、インターネットでの子育て支援のあり方についてそれぞれの立場から具体的方策について論議を重ね、準備を進めた。こうして、母子保健の立場から育児相談システムをネットに求める保健師と、成人教育の立場からグループディスカッションによる親の学びをネットから探ろうとする社会教育関係職員たちとによって、1997年10月、「みんなで子育てML」の実践は、全国から集まった30名ほどのメンバーが加わり、活動が始まった。

4. 情報ネットワークではぐくまれた親の“ちから”

MLの開設後、各メンバーからは続々と投稿のメールが送られてきた。しかし、多くのメンバーがインターネットに関しては初心者であったため、メールのマナーやルールに対する認識が低く、MLには多くの問い合わせメールも寄せられていた。なかには、パソコン操作そのものが不慣れで、パソコンの不具合について質問を寄せてくるメールまで含まれていた。その結果、多様な内容が混在した投稿メールの数は、1日で100通を超えることも珍しくなかった。

開設当初は、第1子が乳児の母親が殆どで、夜泣きや発熱、お風呂の入れ方や医者の探し方など、日常の戸惑いが率直に投げかけられた。たとえば、39度の発熱にどう対応したらよいかを夜中にたずねてきたものに対し、夜間電話相談の電話番号や応急手当の方法などがわずか15分後に返信されていたこともあった。互いに顔が見えない関係でありながら、投げかければ必ず返ってくるメールのやりとりに、メンバー同士の仲間意識と安心感は高まった。しかし、日々のメールを介してメンバー同士が語り合ううち、些細な誤解やトラブルも見受けられるようになると、メンバーから一定のルールを設けていこうとの提案が自発的になされた。これは、文字のみに依存したコミュニケーションにおいて表情やしぐさが見えない分、自分の考えを文字だけで伝え、信頼関係を深めようとの試行が主体的に模索され始めたことによるものだった。

開設の3ヶ月後には、静岡のメンバーによってオフ会（＝オフライン・ミーティング）が自主的に企画された。私も含めて10組ほどが参加した。オフ会では、初めて顔を合わせたにもかかわらず、メールの延長で自然に会話が弾み、ふだんは母親のみがメールを交わすメンバーも父親を同伴させ、家族ぐるみでかかわりあう姿がみられた。

メールで出会い、オフ会により近くに住むメンバー同士が顔を合わせたことを機に、子どもを預けあったり、お下がりや育児用品を融通しあったりする関係になり、ついには地域のサークルに発展した事例もみられた。こうして、インターネットを起点としたグローバルな子育ての情報ネットワークは、いずれローカルに展開し、実生活での仲間作りに貢献することが実証された。

また、閉じこもりがちだったと孤独を打ち明けていたあるメンバーは、メールでの励ましに、背中をポンと押してもらったような気持ちになったという。そして、地域の子育てサークルにも参加し、とうとう自分でサークルを立ち上げたと自信をつけた様子で報告をした。このように、相手の状況に応じて、自分の気持ちを伝えるようなコミュニケーションがとれるだけの力が備わり、ネット・コミュニティとリアル・コミュニティのいずれでも子育て仲間を得たメンバーたちは、メールや地域の集まりを通して多様な価値観に触れ、刺激を受けるようになった。そして、「子どもの数だけ子育てのスタイルは違っていいのだ」との認識を通して、子育てに対するアイデンティティを確立していった。

いわゆるマニュアル育児を脱し、多様な人間関係が主体的に築けるようになった親は、いまの社会に生きる親として育ち、そしてわが子をいつくしみ、はぐくむ“ちから”をもてるのである。

5.「みんなで子育てML」メンバーの行動変化

1997年に開設した「みんなで子育てML」は、9年目を迎えた。開設当初に参加したメンバーのうち、三割強が現在も参加している。当初は、メールの話題も母乳育児や夜泣きなど、乳児の子育てにまつわる悩みが話題の中心だった。その後8年が経過した現在では、小学校の話題やきょうだいの子育てに関する話題に変わり、かつてのように一日100通を超えるメールは送

られることがない。それどころか、2カ月も投稿がないことさえ珍しくないほど投稿数は減った。しかし、届くメールからは、以前にも増して温かみが感じられるようになった。

メールの数が減少した理由のひとつは、コミュニティ・ツールの無料化が進んだことにある。メンバー各自が地域に密着したMLやホームページを開設するようになり、そこから地域の子育ての情報ネットワークを展開していった。その結果、この子育てMLに頼らず、身近な仲間同士で集まり、そこで大方の悩みが解決できるようになったのである。

一方では、2児の子育てで忙しくなったことを理由としてMLへの参加を中断していたものの、子の入学を機に数年ぶりの復活を遂げ、その後は子育ての先輩として積極的にメールに応えるようになったメンバーが複数みられている。このように、MLでの「育休」を自主的に設けたメンバーたちは、自由な時間が制限されがちな子育て生活において、時間の使い方に優先順位をつけ、上手に選択しながら子育てと社会的な活動とのバランスをとっている。メールの数が減少したもうひとつの理由には、このようにインターネットとのつきあい方が主体的に学習された背景もうかがえている。

MLのメンバーたちは、いまでは相当な割合が地域でサークルやネットワークの運営に携わっている。かつて身近に仲間がなく、パソコン画面の向こう側に共感しあう相手を求めていたメンバーたちは、ネット・コミュニティを通じて、本音を話し合う場を得ただけではなく、それが親としての成長にいかに有意義かを知った。そして、オフ会をきっかけとして地域のメンバーと出会ったり、身近なサークルとのかかわりを拡げたりして、実生活でも本音が言える仲間を得るようになったのだ。

わが子の成長とともに時間的なゆとりも生まれたメンバーたちは、これまでの仲間づくりの経験を通して、地域で子育てのサークルを主宰し、次の世代の親たちの支援に回り始めている。これは、メンバーたちが獲得した“ちから”に負うものであり、ネット・コミュニティの人間関係が教育的作用を及ぼした結果といえるだろう。

6. おわりに

ここまで実際の事例から、親が“ちから”をはぐくむ過程を概観してきた。ここでいう親の“ちから”とは、溢れる情報の中から自らの置かれる状況に対して必要な情報を主体的に選択し、また活用できる力である。さらに、生活を送るうえで必要な支え合いのできる人間関係を主体的に築けるだけのコミュニケーションがとれる力である。この“ちから”は、親として、また一個の人間として、いまの社会を生き抜くために必要不可欠な力となろう。

これからの社会における子育ち・子育て支援のあり方を考えたとき、子どもの養育の基盤である家庭の安定を図るために、いかに親の“ちから”をはぐくむか、との点が一つの着眼点となる。とりわけ、子ども家庭に対するソーシャルワークの検討においては、アンドラゴジー※の視点から「親育ち」の環境づくりを具体化するとともに、情報ネットワークをひとつの社会資源として活用を図ること、あるいはその人材の確保が新たに求められよう。

※アンドラゴジー＝成人の学習を援助する技術の学問。子どもの教育学に続く成人教育学としてノールズによって体系化された。

キーワード：ネット・コミュニティ

共通のテーマに価値を見出す人同士がインターネット上のアプリケーションを媒介し、コミュニケートする場、あるいはそこに所属意識を高める関係を指す。一般的には、チャット、メーリングリスト、BBS、コミュニティ・サイト、ブログ等が参加手段として挙げられ、管理者の干渉やメンバー登録制の有無により、コミュニティの排他性やモラルが左右される。インターネット・コミュニティ、オンライン・コミュニティとも。

特集 少子社会における子育ち・子育て支援

海外の子育ち・子育て支援事例

フランスの家族政策

放送大学大学院 教授 松村祥子（まつむらさちこ）

フランスの家族政策は、先進福祉国の中でも高い水準と個性的な活動を誇っている。フランスで家族政策が重視され発達してきた背景には、19世紀末から始まった人口の高齢化、家族を重んじる宗教や文化、女性の雇用促進及び子どもの生活権保障意識の高さ等がある。これらの要因は必ずしも同じ方向で家族政策を推進するのではなく、時には対立したり、抑制しあいながら、今日の家族政策の形態と機能を作り上げてきたのである。

特に、家族政策が出生率上昇だけを目標にすることへの批判は常にあり、子どもの数よりも子どもの生活の質に重点を置くべきであるという論調が優位を占めている。また、家族政策が貧困対策（低所得家庭の養育費補助）に偏することにも反論がある。家族という社会集団が時代と社会の変化に添ってその機能を十分に発揮することを推進するのが家族政策であるという観点から、100年余にわたる試行錯誤が繰り返されているのである（表）。このように、フランス人にとって関心の高い家族ではあるが、現実には家族規模は縮小し、全世帯の3分の1が一人暮らし世帯である。また、登録婚は減少し事実婚や単親世帯が増加している。こうした家族の多様化にもかかわらず、フランスの出生率（2004年の合計特殊出生率1.9）が維持されていることに関して、日本をはじめとする多くの国の政治家、行政担当者、研究者等の関心が集まっている。

本稿では、子育ち・子育て支援の内容、運営組織、財源を通してフランスの家族政策の特色を示したい。

（表）フランスの家族政策の変遷

19世紀末	公的機関における児童への補償金支給の例あり
1921年	家族手当中央委員会設置（使用者基金の推進）
1932年	家族手当法成立（手当の社会保険化）
1939年	家族法成立（社会保障性格の発生）…人口対策的色彩
1945年	「社会保障計画」の中に位置づけられる…ラロックプラン
1953年	職業間再補償の導入
1956年	全国金庫の創設
1967年	機構改革（給付の制限）
1967年	ヌヴェルト法により避妊の権利
1974年	避妊に健保適用
1975年	ヴェイユ法（人工妊娠中絶制限付きで許可）
1981年	ミッテランによる家族手当の引き上げ、管理の簡略化策
1983年	人工妊娠中絶に健保適用
1985年	幼児をもつ家庭への手当（APE、APJE導入）
1987年	マリュレ法　親権の行使を未婚及び離婚カップルへ拡大
1993年	家族手当金庫の財源に公費を導入する方針（従来は雇用主の単独負担）
1997年	ジョスパン首相、家族手当に所得制限をつける方針 → 1998年1年のみ適用
1999年	市民契約による世帯（pacsé）にも家族手当を適用する
2001年	認定保育ママを雇用する家庭への支給拡大
2002年	刑務所に入っている未成年について家族手当廃止
2004年	乳幼児保育手当の適用

1. きめ細かで充実した子育ち・子育て支援

(1) 家族手当制度（Allocations familiales）

フランスでは、家族に対する経済的給付である家族手当の種類が多く、水準も高い。子どもに関する家族手当だけでも10種類以上ある。大別すると第一に養育費補助として家族手当、家族補足手当、家族扶養手当、単親手当がある。

家族手当は家族手当制度の中核をなすもので日本の児童手当に相当するものである。ただフランスの場合、所得制限がなくすべての家庭の第2子以降の子どもに適用され、支給年齢は20歳迄である。支給額は第2子月額1.5万円、第3子以降は月額1.9万円であり、年齢加算もある。家族補足手当は3歳以上の子どもを3人以上扶養している家庭に所得制限付きで支給される。家族扶養手当は両親または片方の親を失った遺児を養育する家庭への補助である。単親手当は単身の妊産婦、または子の養育者への所得補助であり、最低所得保障のための補足手当として第1子から適用される。第二の乳幼児保育給付は、2004年1月誕生の者から適用される新制度である。第1子から基礎手当として月額2.2万円を3年間支給する他、父母のどちらかが職業活動を中断した場合には月額4万円が付加給付として出される。また、保育方式による負担を減らす為に、託児所に預けた場合と個人の保育者を雇った場合の差額が出されている。これは保育ママの再評価や民間企業の参入を促進して保育定員を増やす目的があるといわれている。第三に特定の目的のための給付がある。特別養育手当（障害のある子どもの養育と教育補助）、両親在宅手当（重病や障害のある子どもの看護のために保護者が仕事をやめたりした場合の手当）、新学年手当（子どもの入学や進学に際して支払われる補助）などがある。両親在宅手当は所得制限つきであるが、例えば仕事を休む場合カップルには月額11万円、単親には月額13万円が支払われる等ある程度の水準が確保されている。その他、家賃生活者に対しては一定の条件の下で支払われる住宅手当や養子を育てる家庭への手当等もある。

上記の家族手当を受給できる条件はフランスに居住していることであり、外国人にも適用される。また、対象とされる家庭は登録婚家族だけでなく、内縁婚及び市民契約による世帯（pacsé）である。この市民契約とは「異性とでも同性とでも共同生活をしようとする二人の成人が結ぶ契約」（フランス法務省）である。このようにフランスの家族手当制度の対象は日本の場合より広範なものとなっている。このように世帯を限定せず、家族手当の額や支給年齢を高くすることによって、家族手当の充実が図られてきたといえるだろう。

(2) 保育施策

就学前の0-6歳児の保育形態として、施設型と在宅型がある。

まず施設型としては、2歳以上児に対して、教育省管轄の幼稚園（Ecole maternelle）と厚生省管轄の保育所（Crèche, Jardin d'enfant等）がある。これまでの日本の幼稚園とは異なり、フランスの幼稚園は基本的に16時まで、保護者が就労している場合は18時まで保育する。従って2歳以上になると保護者の就労にかかわらず幼稚園に行くことが多くなっている（公立幼稚園は、国家資格のある教諭がおり、無料という条件も影響していると思われる）。そこで、保育所は0-2歳未満児に利用されている。保育所の形態は多岐にわたっており、公立の他、親が管理する形態、民間非営利組織が経営する形態などがある。その他小規模保育所（Haltes-garderie）では、1時間単位で預けることができる。ここは学生や職業をもっていない保護者の利用も多い。

在宅型では、保育ママ（Assistantes maternelles）制度が発達している。一定の条件を満たした保育者が県に登録する制度になっており、認定保育ママの数は30万人を越えている。この保育ママが家庭で個別に子どもを預かる場合もあるが、複数の保育ママが複数の子どもたちを保育する家庭型保育所を開所している場合もある。

小学生を就学時間外に預かるシステムとしては、余暇センター（Centre de loisirs）がある。学校内に

付設されていることもあるし、地域の公民館のようなところに設置されていることもある。ここでは運動、読書、散歩などが指導員の下で実施されている。

2. ダイナミックな運営組織間の協働

(1) 家族手当金庫 (Caisse d'allocations familiales)

家族手当金庫は家族政策を運用する組織である。行政からは独立しており、運営は利用者、労働組合代表、家族関係団体、議員などによって構成されている運営協議会によっておこなわれている。およそ120の地域家族手当金庫とそれを統括する全国家族手当金庫がある。組織上は民間組織であるが、家族手当金庫の活動には社会保障法が適用されているので、家族手当の給付方法や財源に関しては国が関与しており、実際には公共性の強い準公的組織といえるだろう。

(2) 家族団体

家族の利益を代表して政府や家族手当金庫の活動に意見を述べたり、必要な世論形成に寄与するだけでなく、家族政策に関連するさまざまなサービス提供機関となっているのが全国で8,000もある家族団体である。全国家族協会連合 (Union nationale des associations familiales) を中心としてフランス社会で大きな勢力をもつ家族団体の存在によって、家族手当、保育サービス、母子保健など子育ち・子育て支援の充実が図られているといっても過言ではない。

(3) 国と地方自治体

前述したように、家族手当等の家族政策は国が関係諸機関との協議によって決定し、業務は家族手当金庫が担当している。他方、児童家庭福祉サービスに関しては県が管轄し、市町村との連携で実施されることが多い。保育サービスの多くの部分は児童家庭福祉部局が担当しているが、小規模保育所などは地域社会福祉センター (Centre communale d'action sociale) が管轄していることもある。

全国的に均質な家族手当に比べて、保育をはじめとする児童家庭福祉は地域格差が大きく、子ども数に対する量的充足度だけでなく、質的水準においても高い所と低い所の差が見られる。これは地方自治体に自由裁量度があることの表れである。

上記のような諸組織のそれぞれの使命と役割が定められていることに加えて、それぞれが交差して機能していることによってダイナミックな協働関係が作られ、家族政策を推進する原動力となっている。

3. 特徴的な財源

OECD基準の政策別社会支出の国際比較において、フランスの家族政策への支出は国内総生産 (GDP) 比で3.83％であり、日本は0.87％である。高齢者への支出はフランス14.5％、日本11.6％で大きな差がないのに比べて、家族への支出は日仏間で4倍以上の差がある。

また、財源の出所にも大きな違いがみられる。フランスの家族政策を支える主たる財源は家族手当金庫に納入される保険料である。特に年金、医療と異なり家族手当制度に関する保険料は雇い主の単独負担とされてきたことも特徴的なことであろう。近年は一般拠出金といわれる福祉目的税が家族手当の財源に加えられたが、歴史的にみると労働者の家族扶養を使用者が分担する制度として発達したという経緯があった。つまり個別企業の福利厚生として家族手当金を賃金に上乗せした日本の事情とは異なる背景からフランスの家族政策は発達してきたのである。

4. わが国との比較

(図) に示されるように、仏日の合計特殊出生率を比較すると1950年には2.92と3.65で日本が優位であったが、1955年以降現在まではフランスの出生率が

高くなっている（1983年を除く）。特に1990年代後半期から上昇するフランスに対してわが国の出生率は減少の一途を辿っている。

人口減少を伴う少子化はわが国の経済、社会、文化のすべての側面に多大な影響を与えるという認識の下に、近年では児童手当の改正、保育所の多様化、育児休業などを含めた労働環境の見直しがおこなわれている。少子化への危機感とそれを緩和、解決するためににわかに取り組みが強化された子育ち・子育て支援にはどんな問題が含まれているのだろうか。それを真の子育ち・子育て支援に繋げていくのはどんな方向と方策が必要であろうか。フランスの家族政策との比較から見えてくる次の3点を指摘しておきたい。

第一に、出生奨励策に焦点を置きすぎることは、子どもの育つ長く広い環境を見通すことを妨げる。子どもの出産はあくまでも親の選択と責任であるが、健やかな子どもに育てる義務は家庭と社会の双方にある。子どもの育っていく道筋を拓き、多様な子どもと保護者が安心して歩んで行けるように支える方向が目指されねばならない。

第二に、保育サービスは子どもの立場を最優先して提供されねばならない。産み育てる親の立場や人口増加を願う社会の立場が強くなると、子どもの心身に無理のある保育がおこなわれ、子どもにとって負担の多いものになる。

第三に、労働環境の見直しは子どもをもつ親だけを対象としたものでは効果がない。フランスの35時間労働制とまではいかなくても、日本人の労働環境全体（労働時間だけでなく職務の分担と責任の取り方等）を見直すことが緊急課題であろう。

その他、家族政策の基盤として住宅施策が据えられていることや公的組織と民間組織の連携の取り方、財源確保の方法などにおいてもフランス方式からヒントを得ることができるだろう。

（図）合計特殊出生率の推移

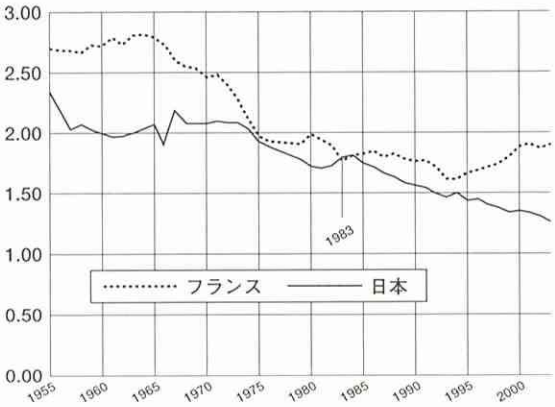

資料：United Nations, Demographic Yearbook.

わが国では家族政策という名の下にできるだけ家族に生活の責任をかぶせて、社会的支援を軽減する方向が推進された経緯があり、いまだに家族政策という名称への抵抗が少なくない。しかしフランスにおいては生活の責任をできるだけ家族から軽くすることが家族機能の保持・発展に繋がると考えられている。

フランスの家族政策を日本に導入しても、日本の子育ち・子育て支援にすべて有効であるということではない。ただ少子社会において必要とされるきめ細かで手厚い支援の仕方については学ぶことが多い。また、少子社会は大人にとってより、子ども自身にとって影響の大きな社会であることに気づかせてくれる。大勢の大人が支配する社会の中で育つ子どもにはこれまでとは異なる枠組みと方法での社会的支援が必要なのである。

参考文献

・Familles et politiques familiales, Cahiers française 322, (2004) La documentation française
・世界の社会福祉年鑑（2005）旬報社

キーワード：家族政策の目標

家族政策では、出生率回復だけでなく、家族の所得、健康、住宅等を整備し、個人にとっても社会にとっても家族生活の価値が高まることが目指される。しかし実際には、多くのヨーロッパ諸国の施策が貧困家庭援助に限定されがちであり、広い対象と総合的な体系をもつフランスの家族政策は国際的前衛として注目されている。

特集 少子社会における子育ち・子育て支援

海外の子育ち・子育て支援事例

韓国の地域包括的子育て支援政策

ソウル神学大学校 副教授 全（ジョン） 光鉉（カンヒョン）

1. はじめに

韓国の児童養育は今重大な局面にさしかかっています。その背景には世界にかつてない深刻な低出生率があります。このような低出生率はもはや他の国の問題ではない、私たち韓国の“現実の問題”として、浮上してきています。

私たちの社会が、先進国の中でいちばん低い出生率に陥ると予想した人は多くないでしょう。わが国は、1990年代後半に、急速に出生率が低下し始め、これが一時的な現象ではなく長期にわたる社会構造として定着してきています。この急速な低出生傾向と高齢化は、老人扶養と児童養育、それに伴う社会の責任、役割、福祉費用の問題にも影響を及ぼしています。こうした緊迫した状況下で問題解決の糸口を掴むためには、施策は地域を中心に展開されなければなりませんし、またその努力も必要です。しかし、あまりにきびしい現実の前に、韓国の児童養育政策は混迷を極めています。いずれにせよ、韓国が低出生に陥った背景と特性に基づいて、地域と一体になって問題を解決すべきです。

2. 韓国の低出生現象とその特徴

(1) 韓国の低出生の実態

韓国の平均出生率は、2002年1.17、2003年1.19、2004年1.16と推移し、低出生傾向が定着しています。一方、日本では出生率が2.10から1.33に減少するのに約30年かかりましたが、韓国では、2.08（1973）から1.30（2001）になるのに僅か17年しか経っていません。これは、深刻な影響を社会に及ぼす水準です。

(2) 韓国の低出生の原因

① 政府による強力な人口抑制政策

韓国の人口増加率は1960年代の初め3.0％でした（出生率は6.00）。しかし、韓国政府は人口増加による悪影響を過大に考え、1961年以降経済開発5カ年計画を策定し、人口抑制の為の家族計画事業を始めました。これにより政府主導の本事業は成功しましたが、出生率は世界最低水準となってしまい、社会、経済、教育など全ての分野でかつて体験したことのない新しい問題に直面することとなりました。

② 初婚年齢と出産年齢の上昇

韓国男女の初婚年齢は1990年の男性27.8歳・女性24.8歳から2003年の男性30.1歳・女性27.3歳と高齢化が進んできました。このような晩婚化現象は最近ますます顕著になってきています。過去10年間の推移を見てみましても、男性より女性の方がその割合いが大きい、という点が注目されます。これは女性への教育機会の拡大や未婚女性の社会進出、そして女性の自己実現欲求が高まったことが背景にあると

思われます。

第1子出産の平均年齢も、1995年の28.0歳から2003年の29.8歳と緩やかに高齢化しています。これは晩婚化によって出産年齢も並行して高くなったと言えるでしょう。因みに2003年の出産内訳は、第1子28.6歳、第2子30.5歳、第3子32.9歳となっています。

③ 女性の社会進出

韓国女性の社会参加は、他の先進国や開発途上国と同様に、過去40年間継続して増大してきています。性別経済活動参加率の変遷を詳しく見てみますと、女性の場合は1970年の39.3％から2003年の48.9％と韓国が産業立国になって以来継続的に増加してきていますが、男性の場合は、あまり変化していません（2003年74.6％）。また、就業女性の中で既婚女性が占める割合も継続的に増加し、2003年には75.3％と高い数字を示しています。

しかし、女性が経済活動に参加することによって生じる問題（家事負担や出産に伴う養育や保育施設に対する充分な支援の不在など）から、女性は出産を思いとどまるようになり、低出生傾向が定着するようになっています。

④ 未婚率の増加

年齢別未婚率の推移を見てみますと、女性の場合、25～29歳では1970年9.7％から2000年40.1％に、30～34歳でも1970年1.4％から2000年10.7％と大きく増加しています。一方、男性も25～29歳で43.4％から71.0％、30～34歳では6.4％から28.1％と増加しました。このような未婚率の増加は、女性の高学歴化、経済活動参加への機会増大、自己実現欲求の増大、結婚に対する価値観の変化、男性の失業率増加によるものです。

⑤ 養育負担と価値観の変化

韓国がわずか一世代で世界最低の出生率を記録した大きな原因の一つは、育児負担の女性への偏りです。即ち、女性の社会参加が増えたにもかかわらず、「育児は個人の責任」を前提とする政策がこの事態を招いたと言えるでしょう。

養育および費用負担実態調査（韓国保健社会研究院、2003）によれば家計消費全体の中で教育費の占める割合は56.6％となっています。これは極めて高い数字です。一方、出産と社会活動が並行してできるような、体系的かつ現実的な社会支援体制が確立されていないため女性は出産を敬遠するようになっています。それ以外にも、結婚の破綻に対する恐れ、結婚が自己実現と発展の妨げになることへの恐れ、子女教育に対する自信の欠如がその原因と言えるでしょう。

⑥ 家族構成の不安定化

家族構成の不安定化の問題も増えてきています。最近の韓国の家族解体の原因は、死亡が60％、離婚・別居・家出が40％となっています。離婚ひとつをとりあげてみても、2003年の離婚率は1970年に比べて約14倍となり、OECD国家の中で上位に位置し、韓国の“家族結束力”は弱くなってきていると言わざるを得ません。

3. 地域次元での児童養育支援政策

そこで、早急に求められるのが地域レベルでの児童養育支援策です。この政策が、支援を必要とする全ての人に適切に実施されるためには、サービス供給の機会拡大、供給側と受け手とのコミュニケーションの確保、財源の公的責任が担保されるべきです。そのうえで、児童の成長や、それぞれの父母の実態に合わせた総合的かつ専門的なアプローチがなされなければなりません。

そして、これらの基本的な原則を実現させるためには公共性の確保を重視すべきですが、韓国では未だ体系的に行われていません。現在、大統領政策諮問機構「高齢化及び未来社会委員会」が構成されていますが、児童養育に対してのロードマップは提示できておらず、部分的または受動的な対策を立てているという段階です。

(1) 地方自治体の一般的な保育施策

地域間に若干の差はありますが、地方自治体が行う一般的な保育施策として以下があります。

● 低所得世帯への児童保育費差額支援　●第2子からの保育料支援　●小規模施設賄婦人件費、0歳児専従看護士人件費、0歳障害児専従教師人件費、非常勤教師配置人件費、夜間及び24時間施設保護士人件費、出産休暇などの代替要員の人件費、障害児総合施設への人件費への追加支援　●民間施設における幼児・障害児クラスの運営費、放送後教室運営費、保育プログラム費用の補給　●幼児・障害児への間食費、保護士の食費補助　●保護士再教育費、障害児総合保育運営費　●障害児プログラム実施教材・用品費、家庭保育施設教材・教具費、保育機材の現代化に伴う費用への補助　●機能補強に対する事業補助　●保育情報センター運営、など。

(2) 地域社会での児童福祉支援強化

韓国では、児童に給食や健全な遊び・娯楽を提供し、児童の健全育成のために地域児童センター（2004年500カ所開所）への支援を強化しています。センター利用児童に対して、積極的に給食支援を行うとともに、並行して各種プログラムを行い教育・福祉機能を拡大する傾向になっています。また、UN児童権利条約を履行するため、児童保護総合センターを設置し、総合的な行政支援サービスを提供しています。さらに、虐待を受けた児童への適切な支援をめざしたセンターを全国9カ所（2004）に設置、運営中です。

(3) 地域社会児童に対する養育支援問題

① 地方自治体による児童養育の問題点

地方自治体による低出生対策は貧弱としか言えない状態です。自治体が行う出産奨励策には出産奨励金、保育費支援、妊婦／乳児・幼児の健康管理支援などがありますが、新生児の出産を祝う物品や現金を支給するようになったのは、2004年からでした。なお、地方自治体による低出生対策には、ほかに、新生児出産に対し保健所から祝電を兼ねた予防接種の案内を発送するなどの支援や、女性が家庭と職場の両立が図れるような環境整備の一環としてさまざまな保育事業を行っています。

しかし、こうした地方自治体の取り組みには限界があることもはっきりしています。中央政府による地方交付金制度の問題が絡んでおり、その実行性が疑わしいからです。中央政府の後ろ盾のない出産奨励政策は成功の可能性が乏しい、と言えるでしょう。

② 保育政策の問題

韓国の児童養育政策の大きな部分を担っている保育政策には色々な問題が内在しています。政府は保育の公共サービス化を実現させると言っていますが、政府の支援を受けられない民間保育施設は全保育施設の84.7％（2004）におよび、その実現を疑問視する声があります。また、その支援内容も、〈法廷低所得者と満5歳以下、障害児及び2児以上は無償〉、〈低所得世帯児童は所得水準別（3分類）に段階的に支援〉というもので、これら要保護児を除いた一般児（全体の55％）が対象外になっています。また、施設別、児童別支援基準も、地域特性・特徴を配慮しているとは言い難い状態です。具体的には、政府の定める人件費及

び施設運営費の基準は〈ソウル地域〉と〈その他の地域〉の二つの基準によって分けられています。また政府は地方自治体に対して税制負担を一律的に求めています。この運営方法では、財政が乏しい自治体ほど大きな財政負担を強いられ、財源不足から事業が円滑に展開されない結果となります。地方自治体の財政自立率はソウルが96.5％である反面、全羅南道は21.1％であることを見ても、いかに地域格差が大きいかを知ることができます。

また、保育サービスの質については、政府が人件費を支援する国公立保育施設では一定の質を保つことができますが、小規模民間保育施設では保育料金規制の下で児童数確保に走る、という競争が起こり、結果的にサービスの質が落ちてしまうという副作用も現れています。特に大きな比率を占める定員40人未満の民間保育施設が全体の66.0％あり、これが保育の質に関連しているとも言えます。

また、韓国の保育プログラムは教育面に重きを置くために、地域及び施設の特性による児童に対する包括的サービスは疎かになりがちです。

さらに、施設長と保母（保護士）に対する劣悪な処遇も問題視されています。日本の文部科学省にあたる教育部の所管である幼稚園の園長や幼稚園の保母との報酬を比較すると、それぞれ71.9％：59.3％（2005）でした。つまり民間保育施設の運営者は専門性をもつ正式の保護士を雇うのではなく、経験の乏しい、または未資格の人員を雇用するなど、保育の質は落ちざるを得ないのです。これは、民間保護施設の質の低下、専門性の弱化、士気低下、意欲の喪失を招く決定的な要因の一つになっています。

4. 韓国の児童養育政策の課題

このような事態に対して、韓国は児童養育政策の根本である低出生対策を体系的かつ具体的に樹立すべきです。特に急速に低出生化し、高齢化する社会を迎えている現在、この二つの課題を包括的かつ総合的に取り組むことが必要です。このようなことを踏まえたうえで、児童養育に対する認識を国民に広くゆきわたらせ、地域とそれぞれの家庭に合った児童養育サービスを提供しなければなりません。特に2001年に施行された育児休職制度の実用度を高め、脆弱で劣悪な家族構造を補強するための支援策の開発を速やかに行うべきです。また、これらの施策を実施する地方自治体に責任を持たせることはもちろん、財源の支援を行い、権限をもたせ、児童養育政策を策定することが肝要と思います。

参考文献

アンミョンオック（2004）『出産率再考のための政策課題』国政監査資料
ヒョカップスウ（2005）『公保育を担う保育政策の争点分析と課題』韓国乳幼児保育学会学術大会
ソウル特別市（2005）『減っていく人口、老いていく人口』家庭政策支援討論会
女性部（2004）『保育事業伝達体系効率性強化法案研究』
韓国保健社会研究院（2003）『子女養育及び費用負担実態調査』
統計庁（2004）『出生、死亡、統計結果』
統計庁（2004）『経済活動人口年報』

キーワード：韓国の保育施設の種類

わが国の乳幼児保育法によれば保育施設は国・公立保育施設、職場保育施設、民間保育施設、家政保育施設に区分されて、前者３施設は、"○○保育園"で、後者は、"○○家政保育園"の名称を使うように規定してある。（表１）

表１：設立主体別保育施設類型

区分	設立主体	名称	設置方法	規模
国・公立保育施設	国家、地方自治団体	オリニジップ（○○保育園）	認可	乳幼児 11人以上 保育
民間保育施設	法人、団体、個人			乳幼児 21人以上 保育
職場保育施設	事業場の事業主			乳幼児 5人以上 保育
家政保育施設	個人	ノリバン（家政保育園）	申告	乳幼児 5人以上20人以下 保育

少子社会にふさわしい子育ち・子育て支援の将来像

少子社会にふさわしい雇用制度、保育制度の方向性

千葉大学教育学部 教授 久保桂子（くぼけいこ）

1. はじめに

1990年に前年の合計特殊出生率が1.57と発表されて以来、出生率の向上のためにさまざまな対策が講じられてきており、2003年には、「次世代育成支援対策推進法」が公布された。この法律により、事業主には次世代育成支援の「行動計画」を策定しそれを届け出ることが求められた。子育て支援の重要性はいうまでもないが、一方で、国の少子化対策に対して、国家が結婚・出産・育児を奨励することがむしろ子育て世代の産む気を減退させるとも危惧されており（赤川、2004、p.143）、子育て支援のあり方が問われている。

少子化が問題視されるまでは、子どもを産むことに国家は介入しないものとされてきた。親はわが子が欲しいと思って子を産み、生まれ出た子には健やかに育ってほしいと願い子育てをする。そして、子どもも自分自身の成長・自己実現のために生きている。したがって、本来の子育ち・子育て支援の政策に望まれることは、子どもの数を増やすことではなく、子どもや親の幸福の増進を第一義的な目的とすることである。本稿では、まず、少子化の背景を確認し、親や子ども当事者の視点から今後の雇用制度と保育制度のあり方を検討したい。

2. 少子化の背景

子育て世代の意識と生活を取り上げた『平成17年版国民生活白書』によれば、子育て世代の結婚・出産の意欲は衰えていないが、子どもをもつ余裕のない若年世帯が増加しつつあること、子育てに対する負担感が出生率の低下に結びついており、子育て世代には総合的な支援が必要であることが示されている（内閣府、2005、pp.183-185）。たとえば、年収400万円未満の世帯においては、子どものいない世帯の占める割合が高くなっていることが示され、一定の経済力を下回ると子どもを持つ経済的な負担感が高まり、子どもを持ちにくくなると分析されている（同、p.83）。他方、正社員同士の夫婦では十分な所得があっても長時間労働を強いられ、子育てに時間を割きにくい状況にあることも指摘されている（同、p.183）。

また、少子化の要因である未婚化に拍車をかけているのは、若年男性の収入がリスク化し二極化していることであるという指摘もある（山田、2005、p.129）。男女を問わず高収入を稼ぎ出す若者が出現する一方、派遣社員やフリーターといわれる雇用保障や昇給のない「非正規労働者」が大量出現している。加えて、企業リストラなどが行われ、男性正社員であっても失業とは無縁ではなくなっている。さらに、山田の調査によれば、400万円以上稼ぐ東京都の未婚男性は23％である一方、東京都の未婚女性

の場合、結婚相手への期待収入として66％が400万円以上を望んでいる（同、p.130）。未婚男性の収入が未婚女性の期待とかけ離れており、未婚女性の多くは、相手に望む収入の基準を下げないかぎり結婚できない状況にあることも未婚化の背景にあるとされる。山田は、女性も男性の稼ぎのみで生活することをあきらめ、共働きで二人の収入を合わせて生活することを考えれば結婚が可能になるとしている。共働きにより家計所得の安定を図ることが子を持つ意欲に積極的な影響を与えることは、先進国の事例からよく知られているところであり、仕事と子育ての両立を推進する実効のある施策が求められている。

3. 雇用制度のあり方―育児休業制度を中心に―

仕事と子育ての両立を支援する重要な法律として育児・介護休業法があげられる。「職業生活と家庭生活の両立に寄与することを通じて労働者の福祉の増進を図り、経済および社会の発展に資することを目的」として、1991年に「育児休業等に関する法律」が制定された。1995年に一部改正され「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下、「育児・介護休業法」）となった。

育児休業制度の導入による効果は、『第12回出生動向基本調査――夫婦調査――』（p.68）によれば、育児休業を取得して仕事を継続した妻の割合が増加傾向にあることである。しかし、育児休業取得者に育児休業をとらずに仕事を継続した者も含めると、仕事を継続した妻の割合はむしろわずかながら減少傾向にある。正規雇用の労働者が減少し、パート・派遣など非正規雇用の割合が増加していることが影響しているとも考えられる。2005年の改正育児・介護休業法には、非正規雇用労働者の育児休業取得の権利が盛り込まれその効果が期待されるが、養育する子が1歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれなければならず、非正規雇用者がそうした労働契約を結べない場合には育児休業は取得できない。女性の安定的雇用の条件を広げていくことが、育児休業取得を保障する有効な方策である。

また、育児・介護休業法では、労使協定により取得者に制限を設けることができ、配偶者が常態として当該子を養育できる場合は申し出を拒むことができる。こうした制限があるために、妻が専業主婦の場合に夫は育児休業が取れないと考えられている場合が多い。しかし、妻が産前6週以降、産後8週以内の場合は、妻の就業いかんにかかわらず夫は育児休業を取得できる。妻が負傷、疾病または身体上若しくは精神上の障害により、子どもを養育することが困難な状態にある場合にも、妻の就業状態にかかわらず夫は育児休業を取得できるのであり、男性の育児休業の条件を周知していくことが大切である。

厚生労働省は、父親向けに「まずは、5日から始めてみませんか」と、年次有給休暇や事業所が独自で設けている配偶者出産休暇の活用を呼びかけている。しかし、それ以上に、法的な制度として男性労働者に育児休業を保障することを事業所に義務づけることが必要である。パパクォータ制（父親への育児休業割当制度）を導入したノルウェーでは、男性の育児休業取得率は約9割である。そのうち、3週間以上取得する者は16％で、11～20日が76％である。女性並みの長期休業を取得することはなかなか広がらないまでも、男性の育児休業取得を制度的に優遇することにより、取得率は1994年の導入時の4割から、2002年には9割へと上昇している（厚生労働省、2004、p.81）。

また、UFJ総合研究所の調査では、日本の男性も希望としては家事や育児を仕事と同等かそれ以上に優先させたいが、現実には仕事を優先せざるを得ない状況にあることが示されており（UFJ総合研究所、

2003、p.23)、男性の子育て要求を制度的に保障することが望まれる。なお、男性が育児休業をとりやすくするためには、一度しか取れない現行の硬直した制度ではなく、数回に分けて取得することも可能な柔軟な制度が望まれる。たとえば、一度目は出産時に1～2週間ほど取得し、2度目は妻が職場復帰した後に子が満1歳になるまでの間に可能な範囲で取得するなど、事業所と相談しながら事前に準備を進めれば可能な方法であろう。

そのほか、育児・介護休業法では、フレックスタイム制や短時間勤務の措置、残業の制限なども定めている。これらの措置を配偶者の就業形態を問わず就学前の子どものいるすべての男女労働者に保障することを事業所の義務とすることである。長期の育児休暇をとらなくてもフレックスタイム制や短時間勤務制度を利用することにより、労働者は、業績主義や効率主義の企業の論理に一日中縛られることなく、日々成長する子どもとの豊かな時間を過ごすことができる。近年提唱されているワーク・ライフ・バランスの取り組みともつながるものである（キーワード参照）。なお、育児・介護休業法が有効に活用されるためにも、男女の賃金格差の是正、雇用の安定化、非正規雇用者の権利拡大など、雇用環境の改善も同時に図る必要がある。経済のグローバル化で競争的な経済状況が加速しつつあるなかで、労働者の「雇用の継続」を確保することを国の最優先の課題とすることが望まれる。

4. 保育制度のあり方―民営化問題を中心に―

現在、公立保育所の民営化、幼保一元化の動きなど保育をめぐる状況は変化しつつある。公立保育所の民営化は、自治体の財政難および近年急速に増えてきた「待機児童」対策として、個々の保育所のコストを下げて自治体全体の保育施設の収容人員を増やすための方法である。公営の方が保育士の平均年齢が高いために平均給与が高く、その結果民営よりもコストが高くなっていることが民営化を進める最大の理由である（汐見他、2005、p.9）。また、もう一つの理由は、公的制度では変化する社会や利用者のニーズへの柔軟な対応が難しくなる。公的部門を市場に任せることにより、利用者の獲得をめぐって適切な競争が起こり、細かなニーズに対応しやすいという論理に基づいている（同、p.10）。

しかし、児童福祉法の精神に基づけば、公立保育所の保育が基本である。1997年の児童福祉法の改正で入所方式が「措置」から親の「希望」に変更されたとはいえ、第24条には「市町村は」、「児童の保育に欠けるところのある場合には、それらの児童を保育所において保育しなければならない」と地方公共団体の保育の責任が明記されている。また、第1条2項では「すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」ことが規定され、第2条で「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」とされる。自治体は、子どもの公平な生活と健やかな成長を保障する保育を行う責任がある。さらに児童福祉法第21条の27で、保育所は保護者の児童の養育を支援する事業の役割を担うことが規定され、児童虐待防止法第5条では、児童虐待の早期発見に保育所職員が努力することが規定され、保育所の公的役割は一層高まっている。また、例えば、アレルギーをもつ子どもへの食事の対応など、公立保育所の経験は民間保育所にも広がり（汐見他、2005、p.62）、公立保育所の保育経験の蓄積・普及は地域の子どもの福祉環境全体の底上げにつながっている。公立保育所が安定した保育を行うことにより、民間保育所の質も維持される。

0歳から就学前の人生でもっとも重要な時期に、経

験豊かな保育士と安定した保育環境のもとで育てられることは、子どもの成長にとって重要な条件である。公立保育所が次々に民営化した場合懸念されるのは、子どもの生活環境に効率主義、営利主義、保育所間の競争が持ち込まれることである。力のある保育士の引き抜きも起きるだろうし、保育士の身分も不安定になるおそれがある。子どもの保育ばかりでなく、地域の子育て相談、また虐待児の発見など、保育士に求められる能力は一層高まっているにもかかわらず、民営化により経験のある保育士の確保ができなくなれば、保育内容の質の低下ばかりでなく、地域全体の子どもの福祉環境を低下させる。

東京都社会福祉協議会の調査によれば、保育所の選択理由（複数回答）について、23区内の私立保育所の利用者が「私立だから」という理由を選んだ者が5％であるのに対し、23区内の公立保育所の回答者の45％が「公立だから」を選択しており、公立保育所に対する期待の大きさがうかがわれる（東社協保育部会調査研究委員会、2005、p.16）。また、保育所の利用を通じての保護者の変化として「保育園は子どもの発達にとって必要なものだと思う」と「安心して仕事ができる」に肯定した者の割合がもっとも高く（同、p.32）、子どもの健やかな成長と親の就業保障という保育所の役割への信頼と期待が示されている。こうした保護者の期待に応える自治体の保育施策の充実が必要である。

なお、2004年12月に「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」構想が公表された（文部科学省、2004）。この総合施設は幼稚園とも保育所とも異なる「新たなサービスの枠組み」とされており、今後の動きが注目されている。保育所設置基準も幼稚園の設置基準も満たすことが義務づけられておらず、保育所、幼稚園に替わる施設とはなりえない。したがって今後国の保育・児童教育施設は、保育所、幼稚園、総合施設の3つの施設に三元化されていくことになり、既存の保育所や幼稚園もさらなる創意工夫が求められる（森上、2005、p.8）。

5. おわりに

育児休業制度をはじめとする雇用制度や保育制度は、子どもの健やかな成長と子を育てる親の就業を同時に保障するものとして、さらに発展させていく必要がある。さまざまな施策を進めていく上でもっとも考慮されることは、「子どもの最善の利益」であり、豊かな自然環境と、一緒に遊ぶ仲間と、そして安定した大人とのかかわりの中で生活する子どもの権利が常に尊重されることが望まれる。

引用文献

赤川学（2004）『子どもが減って何が悪いか！』筑摩書房
国立社会保障・人口問題研究所（2004）『第12回出生動向基本調査――夫婦調査――』
厚生労働省（2004）『世界の厚生労働2004』
森上史朗（2005）「大きく変わる保育の制度――子どもの視点から」Vol.26、『発達』No.104
文部科学省（2004）『就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について（審議のまとめ）』http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/12/04122404.htm
内閣府（2005）『平成17年版国民生活白書』
汐見稔幸・近藤幹生・普光院亜紀（2005）『保育園民営化を考える』岩波書店
東社協保育部会調査研究委員会（2005）『保育園を利用している親の子育て支援に関する調査報告書』（社）東京都社会福祉協議会
UFJ綜合研究所（2003）『子育て支援策等に関する調査研究』
山田昌弘（2005）「少子化の現状と政策課題」『ジュリスト』No.1282

キーワード：ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活との調和とも訳される。アメリカでは、仕事、家庭、そして個人生活の効果的な管理を通じて従業員の幸福を増すために、企業における政策として取り組まれている。また、ヨーロッパ諸国の場合は、国・地方自治体が中心となって、保育・介護の基盤整備など公共政策として取り組まれている。

特集 少子社会における子育ち・子育て支援

少子社会にふさわしい子育ち・子育て支援の将来像

少子社会における子育ち・子育て支援と求められる視点

青山学院女子短期大学 助教授 横堀昌子（よこぼりまさこ）

はじめに ～少子化と人口減社会

子どもは私たちの未来の希望である。だがはたして現代は子どもが育ち、それを支える営みに希望をもてる社会となっているのだろうか。この社会が向かう方向を検討する一連のプロセスに子どもの育ちそのもの、つまり何より育ちゆく子どもにとって何が必要かを問う視点はどれほど入っているだろうか。

「少子化」という言葉はそもそも1992年の国民生活白書において用いられ、以後一般化した造語だという。日本は1997年に子どもの数が高齢者人口より少なくなり、実質的な「少子社会」となった。同時に高齢化も進行し、我が国の今後を考える際、社会保障制度の見直し、少子化対策が最重要課題の一つであることは否めない。少子化対策として各種の支援策が講じられて久しく、次世代育成支援としての対応策が各種なされるようになったが、省庁の予想や希望的観測通りの効果をどうやら得られていない。同時に、日本の人口が予測よりも早く減少に向かい、予想より一年早く「人口減社会」に突入することが明らかになり、少子化に対する問題意識は急速に高まりを見せている。

そこで本稿では、こうしたなかに生きる私たちが、この先に少しでも希望のきざしをもてるような子育ち・子育て支援の姿はあるのかを模索し、ひいてはその一連の実践過程や活動にどのような観点が求められるのかについて、児童福祉にかかわってきた者のひとりとして、ささやかながら考察してみたい。

1. 少子化問題をとらえる視点

少子化が子どもに及ぼす懸念として、子ども自身が仲間の中でもまれる機会や我慢する事などを学ぶ機会が減少し、子どもの社会性が育ちにくくなるなど「子どもの健やかな成長に対する影響」について既に言われているが、それらの根拠はさほど確かとは言えず、筆者には内容としての付け足しのようにも感じられる。つまりその点を除くと、少子化対策としての子育て支援は子どもや親の危機的状況に対応していくというより、政府や経済界の危機、日本の資本主義の危機を救うためと認識されてきたのではないだろうか。子育ち・子育ての支援とは、少子化が生じなければ、あるいは出生率が上がれば不要という質のものではない。また、少子化と子育ての支援とはたしかに関連性はあるが、そろそろ各々独立した重要課題としてとらえる必要があるのではないかとも思えてくる。

少子化は高齢化とセットで経済成長の低迷や年金制度との関連などの側面と「数値」とで語られ、社会のために子どもが必要だ等の論が先行しがちである。が、本質的に問われるべきは、そうした今の時代をこれからに向かって育ち、人間の子どもとして生きる一人ひとりの子どもの顔が見えてくるような支援の質的な論議と、将来に向かって子どもたちの内面と身体・人間

性の育ちが社会との関係性の中で豊かに保障されることを何よりも重んじ、その具体的な営みを模索しようとする姿勢ではないだろうか。また、少子化「対策」を目的とした子育て支援の考え方は転換期にさしかかっているといえよう。これまで試行錯誤段階を経て実施してきた支援活動の成果と課題を集約し、子育てを困難にしている諸要因への具体的なアプローチと、子どもとその親をエンパワーする子育て支援のノウハウの確立へとパラダイム転換するときが来ているように感じる。

2. 保育問題・養護問題と子育て支援

全国の認可保育所を利用する子どもの数は2004年に約209万人に上り、過去最多となった。待機児童は減少傾向にあるものの、なお2万人を超えている。共働き家庭は増加しており、ニーズに施設設備や体制が追いつかない状態が続いている。厚生労働省は待機児童の解消策として定員の15％までの範囲で超過を認める規制緩和策を打ち出した。政府は2001年から「待機児童ゼロ作戦」を展開、受け入れ数を増やしたが、2005年4月時点でも約2万3千人が待機状態となっている。2004年に策定された「子ども・子育て応援プラン」（新新エンゼルプラン）では、2009年度までに保育所での受け入れ数を215万人まで拡大するとしている。保育問題は、数の拡大のみを追い求めると、利用できないよりは多少保育の質の低下があってもかまわないという親の心情にも行きあたる。言うまでもないが、保育の内容と質は子どもの発達に強く大きく影響を与え、子どもの尊厳にかかわる。認可外保育施設も含めサービスの質の確保に対する都道府県および市区町村の行政責任は重みを増しているといえよう。

一方、子どもの減少にもかかわらず、児童相談所への子ども虐待の通告・相談件数はむしろ増加傾向にある。児童養護施設入所に至る虐待ケースや多様な背景と生育歴からくる対応が困難な子どもたちに対し、施設現場の対応には、なお一層の力量が問われている。一方、昨今子どもの命が奪われるような事件が複数発生したことも影響し、子どもを守り育てることに漠然とした不安とおそれが社会を覆っている。そうした空気の中、子どもたち自身も安心して登下校したり自由に遊んだりする従来の感覚や遊びののびやかさ、地域・大人への信頼を奪われ、親たちもぴりぴりとした緊張感に包まれている。

親の子育てのよろこびは、とかく子育て不安や困難に覆い隠されがちだ。子育ち・子育てのしにくい社会環境に変化した要因は複合的かつ構造的である。そこで、福祉・教育・労働などの分野で複合的・総合的な支援が求められる時代になったといえよう。2003年成立の次世代育成支援対策基本法でも、子育ち・子育てに関して第一義的に家族責任を問いつつ、社会的な子育てを強調し、地域における子育て支援の推進、NPOとの協働、地方自治体・企業等による行動計画の策定をうたっており、家庭の営みに対していかに社会がサポーティブに働けるかが問われる。しかしその際、「子育てを社会が親に代わってになう」ことが最優先という視点ではこの国の子育ては衰退の方向に向かうだろう。親が子どもにかかわる力を育てることを軸に援助する観点の重要性を指摘しておきたい。

3. 変わりつつある社会と子どもの「変わらなさ」

昨年から今年3月にかけて写真展『日本の子ども60年』が各地で開催された。その冒頭に、作家・重松清は、子どもたちのしなやかな『変わり続ける変わらなさ』を指摘し「子どもたち…昔もいまも元気です」と、思いを言葉にし、寄せている。

たしかに社会は変わった。時代の変化とともに子どもの遊びも家庭生活もさまざまに変わった。他者との関係性もしかり。しかし、人は皆同じ生まれ方をする。社会に生き、成長に向かって変化をとげていく子ども

たちの核に存在する可能性や好奇心、感受性や育ちゆく力、内に秘めたエネルギーは、そもそもいつの時代も変わらないものがあるのではないか。

筆者も関係している活動に、ヨーロッパから日本に紹介され、世田谷から各地に広がり展開されているプレーパークという冒険遊び場がある。そこでは、子どもたちが大人によって与えられた規制・禁止事項にしばられるのでなく、「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに、危険も自分で回避しながら自発的にのびやかに遊ぶ姿、流れる「子どもの時間」がある。この活動は市民が支えてきたと同時に、プレーリーダーとよばれる大人が常駐し、やってくる子どもや大人をさりげなく受けとめ、かかわっている。火や水、土や木・風と体ごと遊びこむ子どもたちの変わらぬ瞳の輝きと存在感、大人をも動かす遊びのたくましさに、人間の原点を見る思いがする。子育てを大変と感じているのは「あなた一人ではないよ」と声をかけあい自主的に共同保育を展開する親たちの姿もまた、たくましい。

子育てをする親子の状況・様子や子どもの成長を近隣社会で見守っていた時代はさほど以前のことではない。しかし、都市化の進んだ暮らしは、個人主義とともに人と人の間に一定の距離をつくり出し、その距離が人々にある意味での心地よさをもたらした。そしてそれと引き換えに、近隣や他者・地域への無関心と孤立を生み出したとも言えるだろう。核家族化、密室化した子育て空間の中で、親（とくに母親）は子育ての悩みを一人で抱えがちだ。そんな時代だからこそ、子育て支援の必要性が叫ばれ、さまざまな地域に根ざした試みが生まれてきていると言えるだろう。今こそ、行政・NPO・市民による自主的なグループ等、実践主体は異なっても、それぞれが積み上げてきている実践のノウハウや成果、課題を相互に学び、ときに共有し子育てネットワークを形成する営みがそこここで必要ではないか。こうした活動が地域の子育て環境を良くするだけでなく、子どもや親自身の成長にもつながっていく。しかし残念ながら、こうした活動は乳幼児に限定されることが多く、学童や思春期の子ども、その保護者を巻きこんだ活動には、まだなかなか育っていないものが多い。親が築き始める関係性は、子どもたちが大人になる道筋のなかでたどるそれぞれの時期の育ちの支援につながっていく。このように少々長い目で支援のゆく先を見通すこともまた必要だ。子育てを考えることは一般に育児期の当事者層にだけ関係すること、と限定されてしまいがちであるが、子どもが豊かに育つ社会づくりは、多世代をまきこんだ街づくり・コミュニティづくりそのものの課題であり営みであるといえはしないか。こんな思いが形と成果につながることを目指して、地域発の子育て支援活動において地域活性化につながる可能性を探りながら、本当の意味での支援と何かを検討していく必要がある。

4. 親の力を生かす支援を

ユニセフがかつて「子どもの権利条約の精神的な父」と呼んだヤヌシュ・コルチャックは、「子どもはだんだんと人間になるのではなく、すでに人間である」と述べ、大人と子どもとの関係性に根本的な問いかけを提示した。また、次のような言葉ものこしている。「子どもが歩き始めるのにふさわしい時期はいつでしょうか？／子どもが歩き始める頃です。／子どもの歯はいつごろ生えるのがよいのでしょうか？／子どもの歯が生える頃です。／赤ちゃんは何時間位眠るのがよいのでしょうか？／赤ちゃんが必要とする睡眠時間だけです」。当然のことをただ述べているだけなのに、子育てをめぐる不安が一気に吹き飛びそうな発想と価値観ではないか。子どもと、子どもとともに過ごす親を信じる姿勢もこの言葉とその余白に感じられる。

また、コルチャックは、子育ての困難を抱える母親からの「子育てがどうしたらうまくいくか教えてくだ

さい」との問いに、私は知らないよ、あなたの子どものことはあなたが一番よく知っている、あなた自身のその感性を信じてごらんなさい、と答えたという。つまり、子どもの育ちについての一番の「専門家」はその親自身であり、その親を無力にしてはならないと考えたのだ。また、「マニュアル本（育児書）にはあなたの子どものことは書いてない」「成長・発達の基準・平均値に一致する子どもはいない。それらの数値は必ず例外の子ども（そしてそれに悩む母親）をつくるものだ」「子どものシグナル（要求）を見つけるあなた自身の目を信じるべき」などと、親をエンパワーする言葉かけを多くのこしている。子育ての主人公は親であり、その親と子どもとの関係性が要なのだ。子育て支援はまさに親支援。親子の関係性の支援。よってその概念は、親たちを受身にし、無力に追いやるものであってはならない。いっとき支援される側とする側が生まれても、親たちが他者との交わりのなかから親としての自身を育て、他者をモデルとしてかかわり方を真似たり、教えあったりし、我が子とよりうまくかかわれる力を育て、自分の力で子育てのたのしみを見つけ、互いの知恵を寄せ合い力にしていくことなのだろう。

おわりに

さて、私的な話題で恐縮だが、筆者の友人の話を書きたい。彼女は社会福祉の専門職として働き、数年前に親になった。未熟児で生まれた長男は発達の遅れをともなっており、だいぶ心配もしたようだ。が、最近届いた便りにはこうある。「この子が生まれてきたことによって子育て支援サービスを活用しまくり、不思議な気分です。私自身ずいぶん世界が広がってきました。地域のいろいろな人にこんなにもお世話になれるんだということを知って、あたり前だけれどとても嬉しい。おかげさまで息子なりのペースで育ちつつあり、彼の人生をたしかに刻んで歩みはじめています」。

子どもは大人を、大人と社会のつながりを育ててくれる。人に世話になれる関係づくりの力は、他者をケアする関係づくりの力とつながっている。助けられた側が助ける側にいずれ育つ。近隣社会とは、まさにそうした「心配しあう」関係・「助けてほしい」と言える信頼感を育てあうチャンスが与えられている生活の場である。そんな関係性をコミュニティのなかで取り戻していくときではないだろうか。世話になり、なられる関係。それは人生のいつの時期も必要だ。子育て、障害者や高齢者の生活を支える地域づくり・地域の活性化も実は同じ文脈で語れるだろう。他者との関係性が希薄になりがちな今こそ、それをもう一度主体的に築く力・社会力が私たちに問われているように思えてならない。子どもの育ちを支援することは、その子どもとともに生きる家族・家庭の支援に連動し、その背後の社会に働きかけることにつながるはずである。子どもたちの顔の見える、人としての育ちが守られる支援とその底流に流れるまなざし。子どもを生み育てることを支えあうことはあたり前と思える社会に向けて「子どもの明日にでなく、まず今日という日に責任を負う」（コルチャック）ことの積み重ねから始めたい。

引用・参考文献

国立社会保障・人口問題研究所（2002）『第12回出生動向基本調査』
社団法人日本写真家協会：編，重松清：解説（2005）『日本の子ども60年』新潮社
塚本智宏（2004）『コルチャック 子どもの権利の尊重～子どもはすでに人間である』子どもの未来社，ヤヌシュ・コルチャック著，サンドラ・ジョウゼフ編著，津崎哲雄訳（2001）『コルチャック先生のいのちの言葉～子どもを愛するあなたへ』明石書店

キーワード：人口減社会

人口減少社会ともいう。厚生労働省や総務省の2005年末の発表によると、生まれた新生児の数が死亡者数を1万人下回り、1年前に比べて日本の人口が1万9千人減少し、日本が人口減社会に突入したことが確認された。これは政府予想（中位推計）としての見通しよりも早く減少に向かい始めたということである。私たちは、歴史上この国が初めて体験する、人口が長期にわたって減る可能性の高い社会に生きることになる。

編集後記

多くの人が感じているように、少子社会では平均的に子どもの生活の物質的水準は高くなっている。しかし子どもを取り巻く精神的文化的環境が良好な訳ではない。総合的にみると、少子社会においては子どもの活力が低下しているともいわれている。何が原因で現代の日本の子どもたちは親との関係においても、友人間でもストレスの多い生活を送ることになっているのであろうか。

第一部の「一人っ子、二人っ子の作る世界」では家庭、保育園、幼稚園そして児童養護施設での子どもの姿が浮き彫りにされている。「少子化が進み、人口が減少していることだけが問題ではなく、少ない人々が他者に興味がもてずナルシスティックになっていることが問題である」(森田論文)という現象が共通にあることが分った。

第二部の「先進的取り組みの事例」として紹介されている自治体、民間企業、幼稚園、保育園、児童家庭支援センター及び地域三世代子育て支援などの地域福祉においては、子どもと親を支援する意欲的な取り組みが大きな成果を上げている。少子社会では人間関係の孤立化と高密度化が同時進行するので、柔軟で広がりのあるネットワークが必要である。特に子育て期の親たちが気軽に相談できる場所や機会が求められている。また、子どもと向き合う保育技術と親育ての技法にも新たな状況に合わせた工夫が必要であることが、諸事例の中から伝わってきた。

第三部の「海外の子育ち・子育て支援」では先進国の中では高い出生率を維持しているフランスと急速な出生率の低下に直面する韓国の事情を紹介した。長い歴史をかけて築かれたフランスの家族政策と韓国の地域包括子育て支援政策のいずれもそれぞれの背景からでてきたものであり、直輸入するわけにはいかないが多くのヒントが含まれている。

第四部では、「少子社会にふさわしい雇用制度の方向性」と「少子社会における子育ち・子育て支援と求められる視点」のテーマで現状分析と今後の課題が示されている。経済力が二極化している現在の社会で子育ての基盤としての家計や雇用の安定や公的子育て支援の重要性についての指摘がなされている。また、少子社会の子どもたちは経済的条件に恵まれているのではないかという常識や提供主体の民営化はサービスの質向上につながるという論調に対して慎重でなければならないことが強調されている。

子ども自身のもっている力を全開させる環境を作っていくことが、少子社会をパワフルな社会にする唯一の道である。それは大人と社会を新たな地平で育てることにも繋がっている。親、近隣、行政、企業が子どものために展開する活動の中で、新しい社会を切り拓く知恵と技術が生まれてくることを期待したい。

(担当編集委員　松村祥子)

〔編集委員長〕

新保幸男　神奈川県立保健福祉大学
保健福祉学部社会福祉学科助教授

〔編集委員〕

金井剛　横浜市中央児童相談所
医務担当課長

桑原教修　舞鶴学園施設長
中丹こども家庭センター施設長

松村祥子　放送大学教授

森田喜治　龍谷大学文学部
哲学科教育学専攻教授

横堀昌子　青山学院女子短期大学
子ども学科助教授

内田隆文　資生堂社会福祉事業財団
常務理事

（敬称略・五十音順）　編集事務局：安達恵美子

MOTHER AND CHILD WELLBEING AROUND THE WORLD

VOL.60 2006-4　世界の児童と母性

年2回発行
2006年4月1日発行

編集・発行者
財団法人 資生堂社会福祉事業財団
〒104-0061 東京都中央区銀座7丁目5番5号
電話03-3574-7408
ファクシミリ03-3289-0314
URL http://www.zaidan.shiseido.co.jp

印刷所　成旺印刷株式会社
〒105-0014 東京都港区芝2丁目1番28号

再生紙使用

MOTHER AND CHILD WELLBEING AROUND THE WORLD

財団法人資生堂社会福祉事業財団